

第2章 朝霞市の特性

2-1 朝霞市の概況

(1) 自然的条件

① 地形・水系

本市の地形は、北東部に位置する低地（荒川低地）とそれに面した台地（武蔵野台地）に大別できます。台地の縁には斜面（段丘崖*）が連続して形成され、台地と低地の境界には湧水地もみられます。また、市域のほぼ中央に黒目川、北部に荒川と新河岸川、東部に越戸川が流れており、台地に河川が入り組んだ、起伏に富んだ地形を形成しています。

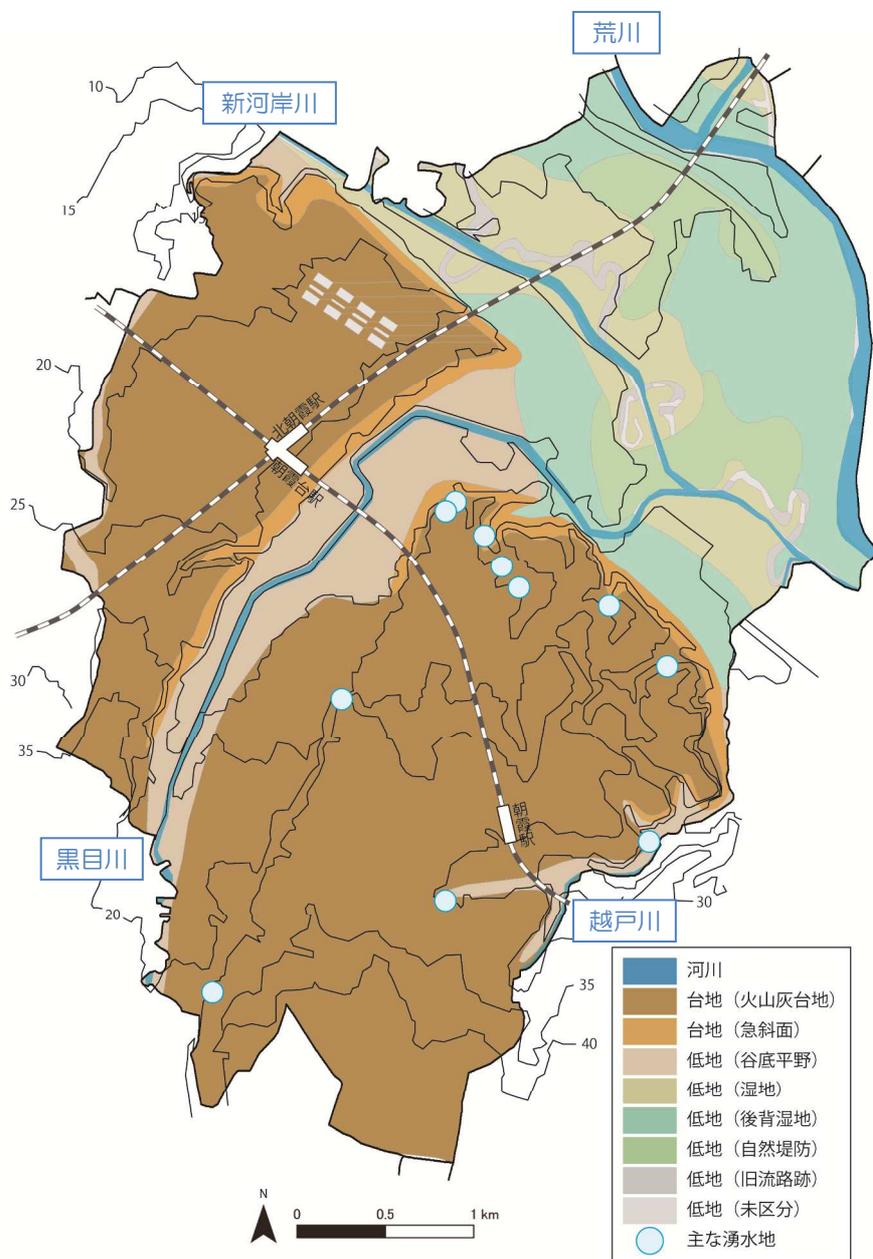


図 2-1 朝霞市の地形・水系

出典：都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成 26 年 1 月 国土交通省）
原典：埼玉県地理環境情報 WebGIS「e~コバトン環境マップ」（平成 22 年 埼玉県） 他

②動植物

市が実施した緑地環境調査結果や市民団体から提供を受けた生物調査結果から、樹林地、農地、水辺等において多くの動植物の生息・生育が確認されています。

本市の自然環境として、草地・農地の環境、雑木林等の樹林地の環境、朝霞調節池に代表される湿地の環境、川の環境があります。

それぞれの環境に生息・生育している主な動植物は、図 2-3 のとおりです。

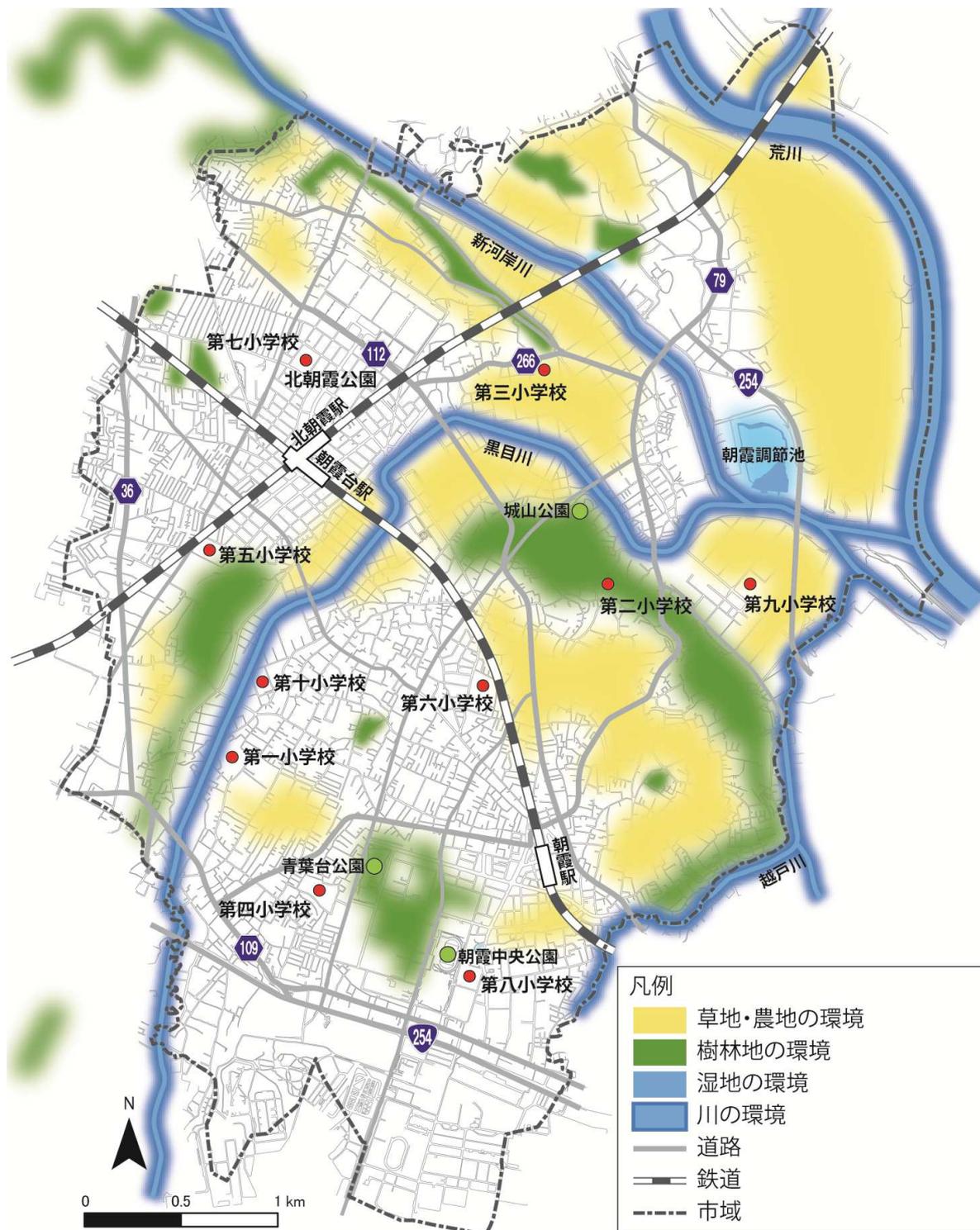


図 2-2 主な自然環境の分布



【写真提供者】(順不同・敬称略)

あさか環境市民会議、黒目川に親しむ会、埼玉県生態系保護協会朝霞支部、秋ヶ瀬野鳥クラブ、朝霞基地跡地の自然を守る会、朝霞湿生植物保護の会、わくわく新河岸川みどりの会、NPO 法人自然観察指導員埼玉

図 2-3 市内で見られる主な動植物

市が実施した緑地環境調査結果、市民団体から提供を受けた生物調査結果に基づいた、市内で確認される動植物及び想定される生息範囲は図2-4、2-5のとおりです（確認種の詳細は資料編を参照）。

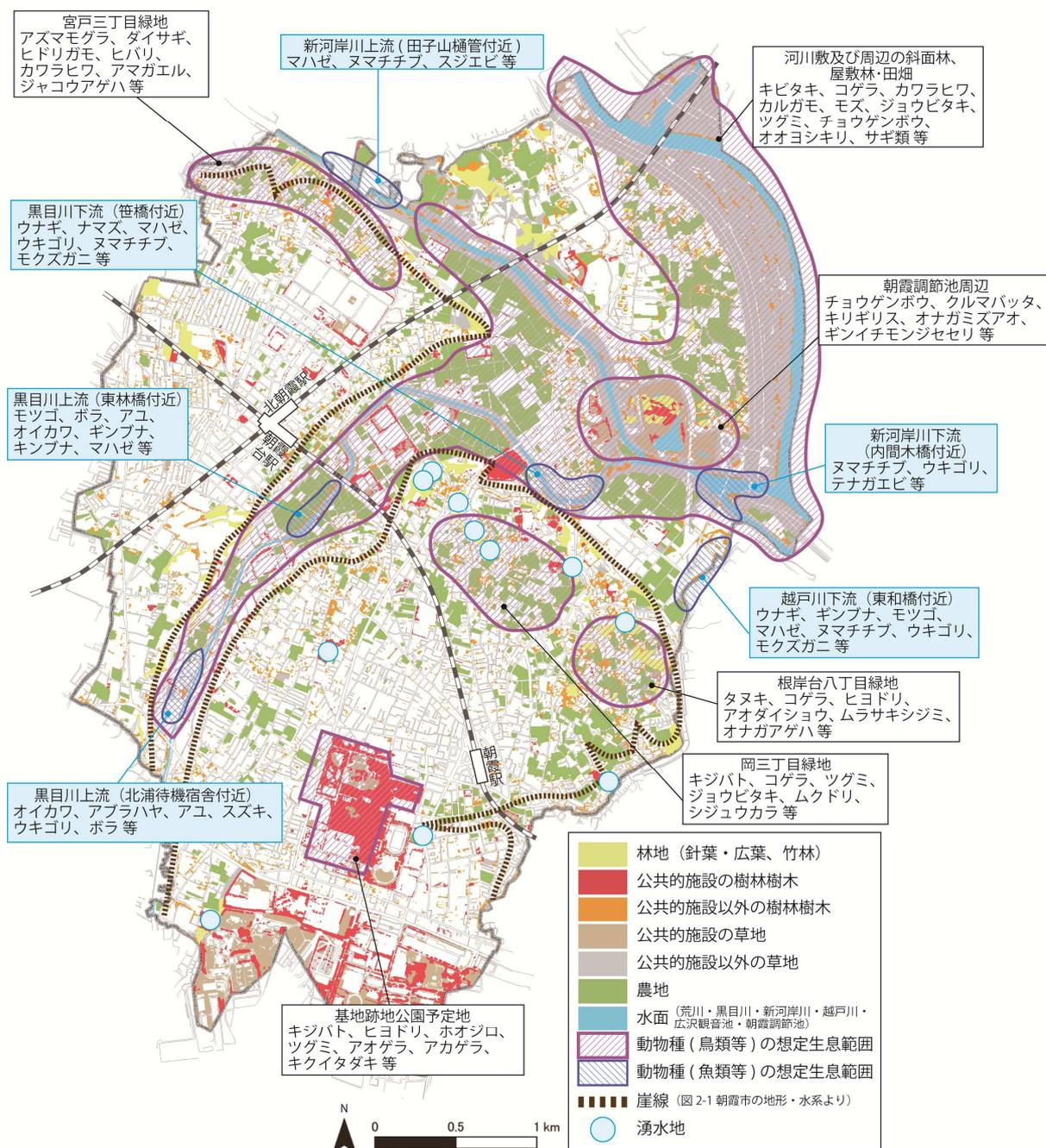


図2-4 市内で確認された動物種及び想定生息範囲

※「都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成26年1月国土交通省）」掲載図をもとに、緑被地の分布を平成25年度緑被率経年変化調査に更新して作成。

原典：平成22年度魚類調査結果（平成22年朝霞市）

（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成16年朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査報告書（平成23年朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査報告書（平成23年朝霞市）

埼玉県生態系協会朝霞支部（平成15年～20年）

黒目川に親しむ会（平成22年～24年）

秋ヶ瀬野鳥クラブ

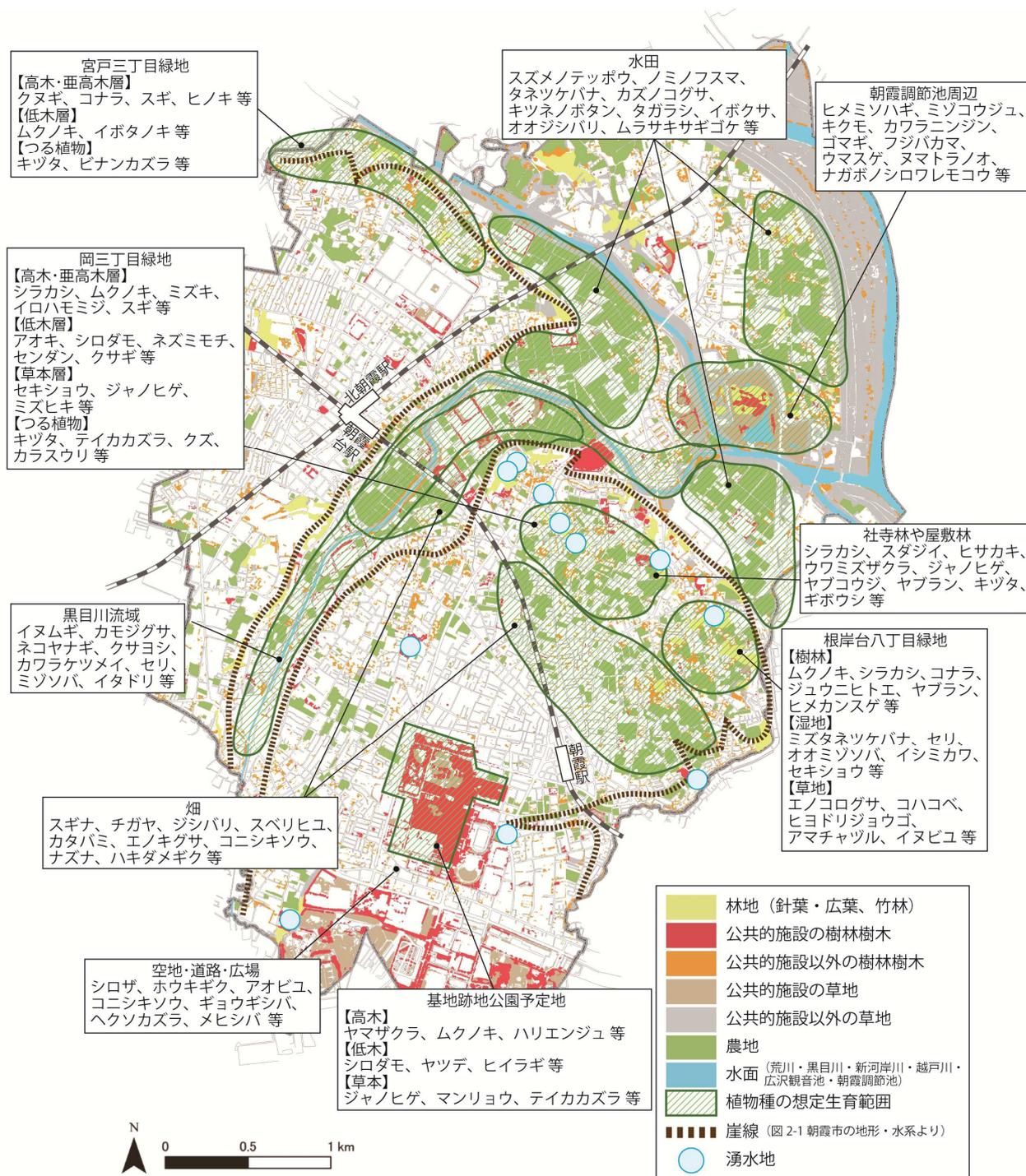


図 2-5 市内で確認された植物種及び想定生育範囲

※「都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ (平成 26 年 1 月 国土交通省)」掲載図をもとに、緑被地の分布を平成 25 年度緑被率経年変化調査に更新して作成。

原典：朝霞市緑の基本計画 (平成 18 年 朝霞市)

(仮称) 宮戸三丁目緑地環境調査報告書 (平成 16 年 朝霞市)

根岸台八丁目緑地生態系調査報告書 (平成 23 年 朝霞市)

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査報告書 (平成 23 年 朝霞市)

あさか環境市民会議 (平成 24 年)

埼玉県生態系協会朝霞支部 (平成 15 年～20 年)

(2) 社会的条件

①人口・世帯数

本市の平成 27 年 1 月 1 日時点の総人口（住民基本台帳・外国人登録人口）は 134,132 人、総世帯数は 60,525 世帯です。

人口は、「朝霞市緑の基本計画」を策定した平成 11 年の 116,240 人、改訂した平成 18 年の 124,933 人から増加を続けています。

本市の将来推計人口によると、人口は当面増加を続けますが、平成 37 年に約 136,000 人になると予測されています。

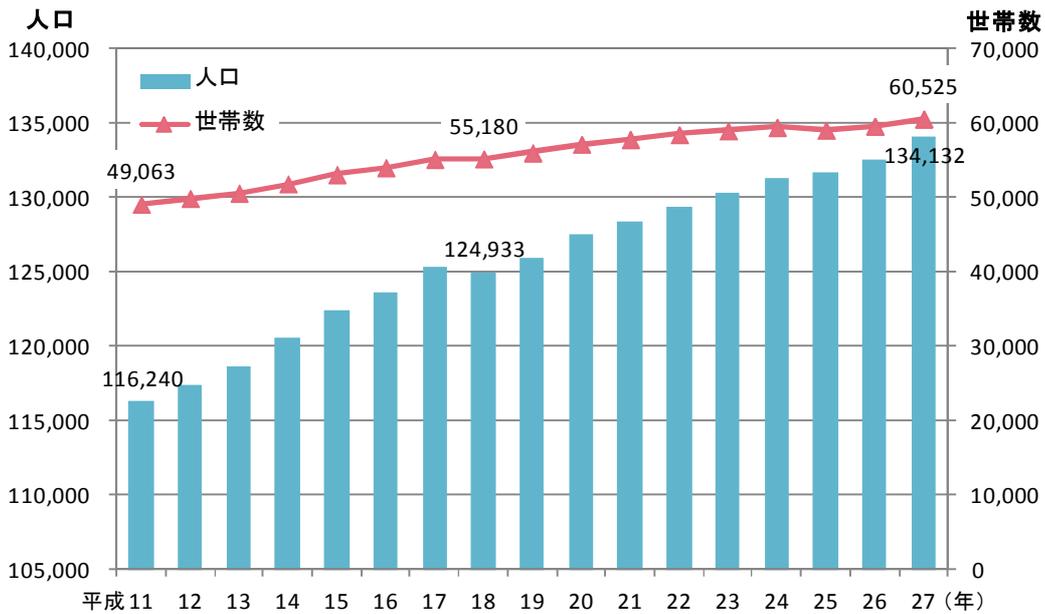


図 2-6 人口及び世帯数の推移 (各年 1 月 1 日現在)

出典：平成 26 年版統計あさか

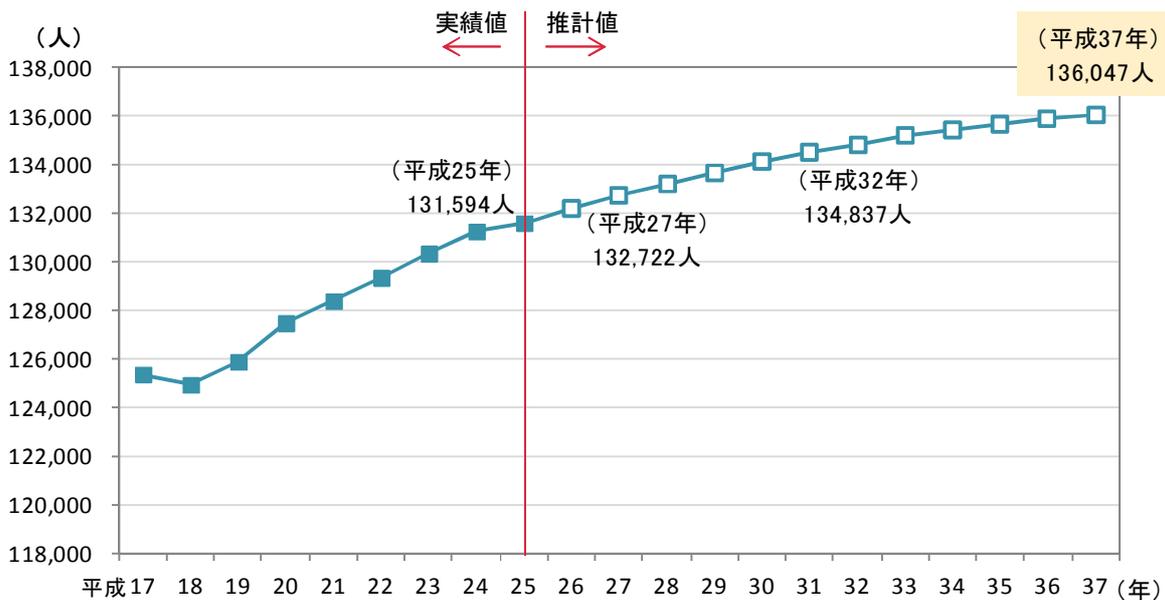


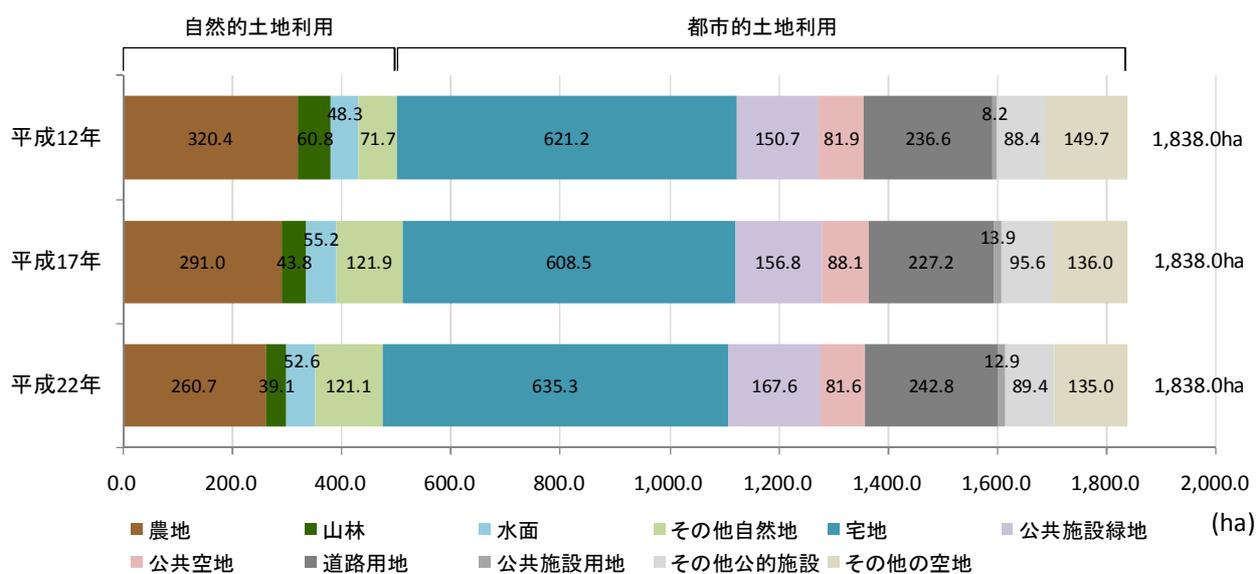
図 2-7 将来推計人口

出典：朝霞市の将来推計人口（第 5 次朝霞市総合計画 策定資料 各年 1 月 1 日時点）

②土地利用

市が実施した平成22年度都市計画基礎調査によると、本市の土地利用は、自然的土地利用面積が473.4ha（全市域の約26%）、都市的土地利用面積が1,364.6ha（約74%）を占めています。自然的土地利用のうち最も大きい面積を占めているのが農地（260.7ha）です。都市的土地利用については宅地（635.3ha）が最も多くなっています。

平成17年から22年の市域全体の土地利用の変化を見ると、主に農地が30.3ha減少し、宅地が26.8ha増加しています。



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一致しないことがあります。

図2-8 土地利用現況の変化

出典：朝霞市都市計画基礎調査土地利用現況調書（平成12年・17年・22年 朝霞市）

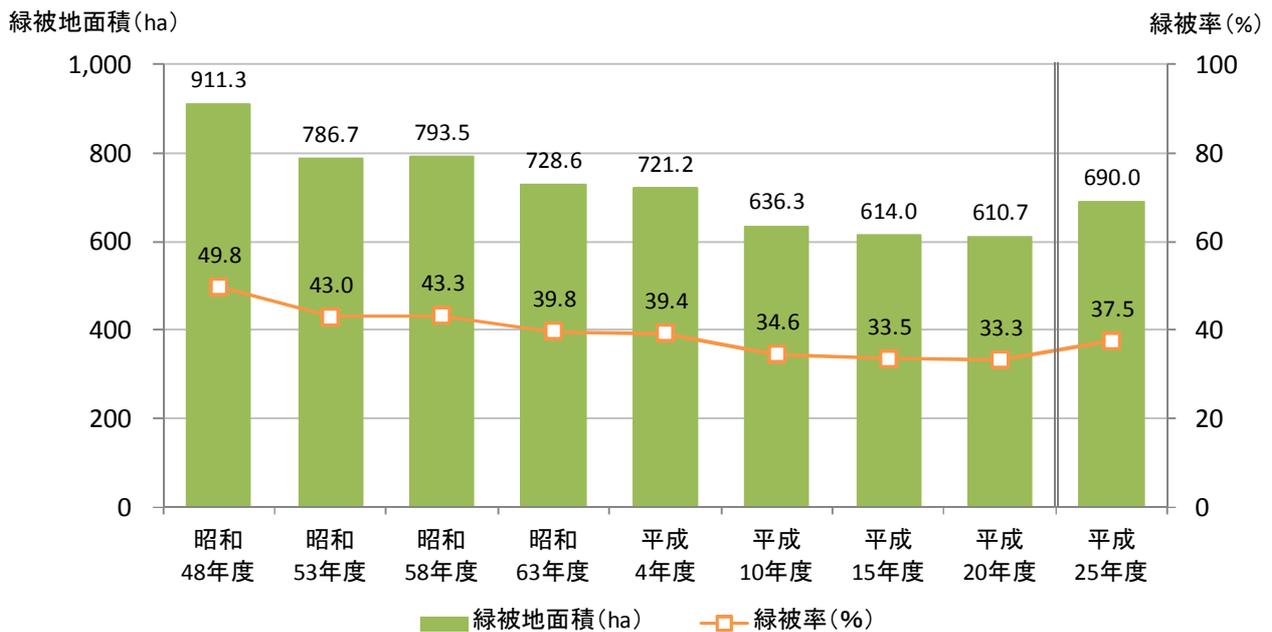
2-2 みどりの現況

(1) 緑被地

平成 25 年度の本市の緑被地*面積は 690.0ha、緑被率*は 37.5%です。

緑被率の推移を見ると、昭和 48 年度の調査開始から平成 10 年度までの間（昭和 53 年度から昭和 58 年度の間を除く。）と比べて、緑被地面積、緑被率ともに、近年の減少は緩やかとなっています。

平成 20 年度から平成 25 年度の間については、緑被地面積が 79.3ha、緑被率が 4.2%増加しました。しかし、これは調査精度の向上が主な要因であり（下記【参考】を参照）、実態としては緩やかな減少が続いているものと考えられます。

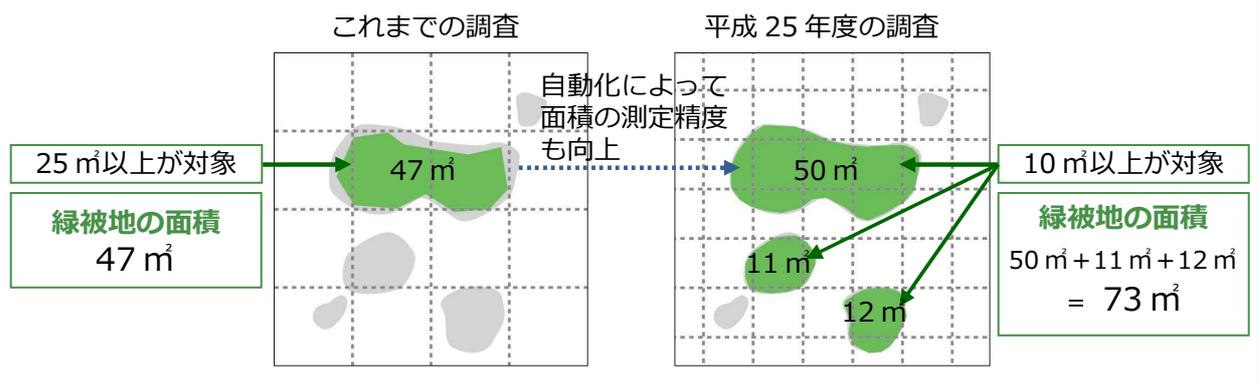


※昭和 48 年から平成 20 年までについては、総面積を 18.317 km² として緑被率を計算。
平成 25 年については、総面積を 18.38km² として緑被率を計算。

図 2-9 市全体の緑被地面積及び緑被率の経年変化

【参考】調査精度の向上による緑被地面積の変化について

平成 25 年度調査では、これまでの調査では概ね 25m² 以上としていた緑被地抽出の対象面積を、概ね 10m² 以上に変更しました。これにより、従来は抽出されなかった小規模な緑被地が抽出できるようになった結果、緑被地面積が増加しました。



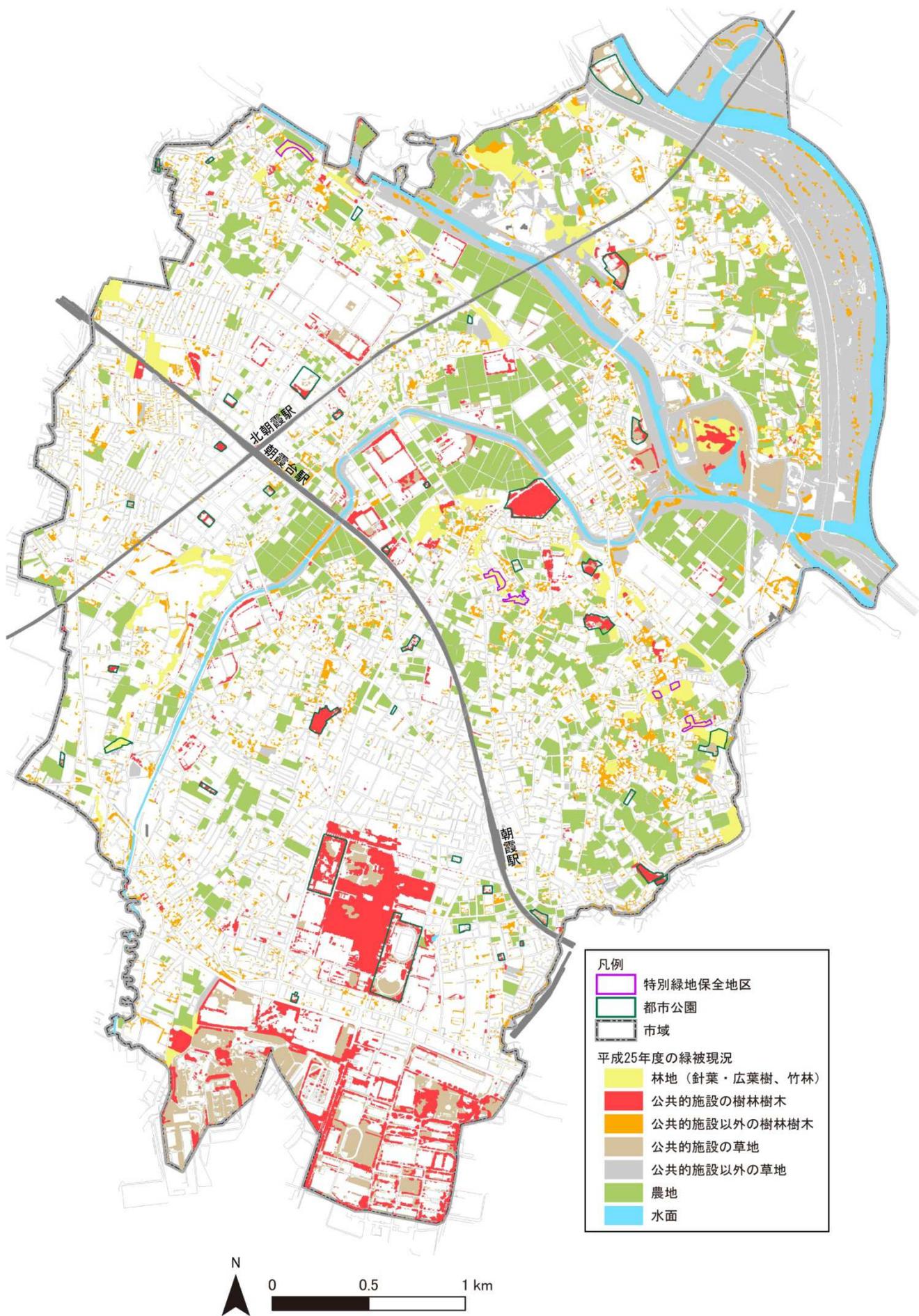


図 2-10 緑被地の分布（平成 25 年度）

平成 25 年度の各緑被地分類の面積は、「農地」(235.2ha) が最も多く、次いで「公共的施設以外の草地」(164.0ha)、「公共的施設の樹林樹木」(77.9ha) となっています(図 2-11)。

緑被地分類別の緑被地面積の経年変化をみると、「林地」及び「農地」の減少が著しく、調査を開始した昭和 48 年度と平成 25 年度を比較すると、「林地」は 67.4ha、「農地」は 291.2ha 減少しています(図 2-12)。

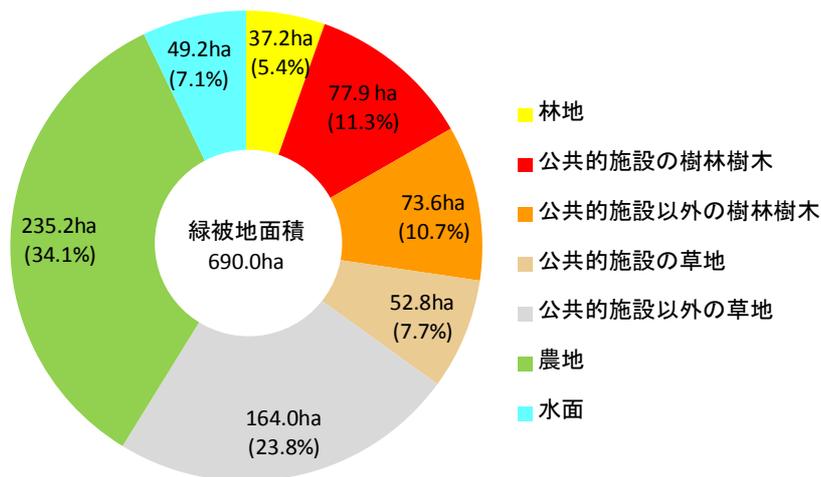


図 2-11 緑被地分類別の緑被地面積構成比の現況 (平成 25 年度)

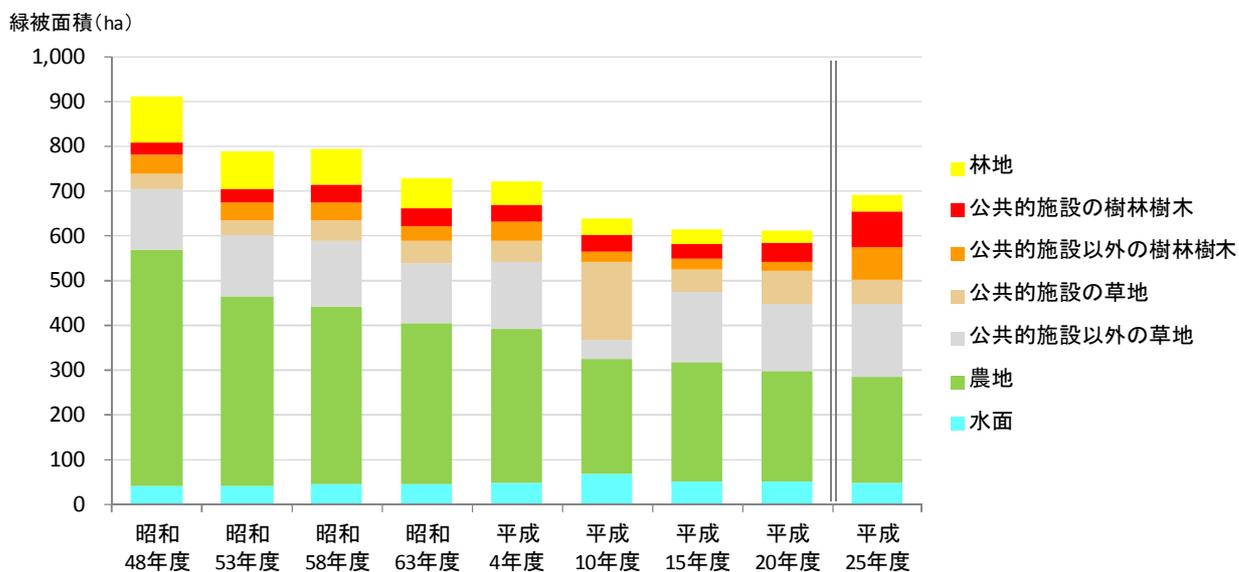


図 2-12 緑被地分類別の緑被地面積の経年変化

(2) 緑地

① 施設緑地

ア. 都市公園

都市公園とは、都市公園法に基づく公園で、休息や散歩、遊び、運動その他レクリエーションの場となるとともに、災害時の避難地・救援活動拠点の確保、多様な生物の生息・生育環境の確保にも資するものです。

本市には、平成26年度末現在、39箇所、30.2haの都市公園があります。

表 2-1 都市公園の整備状況

| 区分 | 箇所数 | 面積 |
|------------|-------|--------|
| 街区公園 | 30 箇所 | 7.7ha |
| 近隣公園 | 3 箇所 | 4.2ha |
| 地区公園 | 3 箇所 | 14.4ha |
| 特殊公園（歴史公園） | 2 箇所 | 1.5ha |
| 都市緑地 | 1 箇所 | 2.4ha |
| 合 計 | 39 箇所 | 30.2ha |

（平成26年度末現在）



西久保公園（街区公園）

内間木公園（近隣公園）



城山公園（地区公園）



旧高橋家住宅（歴史公園）



上野荒川運動公園（都市緑地）

イ. 都市公園以外

都市公園以外の公共施設緑地として、都市公園以外に公有地または借地に設置した広場等である児童遊園地は、平成 26 年度末現在、80 箇所、2.7ha が整備されています。

このほかに、市が設置する市民農園、朝志ヶ丘緑地やわくわく田島緑地等の公的緑地等があります。

表 2-2 都市公園以外の施設緑地

| 区分 | 箇所数等 | 面積 |
|---------------|-------|---------|
| 児童遊園地 | 80 箇所 | 2.7ha |
| 自転車通行帯付き歩道 | 2 路線 | 0.7ha |
| 市民農園 | 9 箇所 | 1.5ha |
| 公的レクリエーション施設* | — | 1.6ha |
| 公的緑地 | 4 箇所 | 0.7ha |
| 公共的施設の植栽地* | — | 97.3ha |
| 道路の緑地帯 | 49 路線 | 2.0ha |
| | 合計 | 106.5ha |

(平成 26 年度末現在)

※公的レクリエーション施設と公共的施設の植栽地については、平成 25 年度緑被率経年変化調査の面積を使用しています。



東武東上線朝霞駅前広場



浜崎黒目花広場

②地域制緑地

ア. 法によるもの

i) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区*とは、都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、地域の景観に優れている又は動植物の生息地、生育地となるような緑地等を対象として、都市における緑地の保全を図ることを目的として定めるものです。

本市では、平成26年度末現在、5地区、2.0haを指定しています。



宮戸特別緑地保全地区



岡特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



新屋敷特別緑地保全地区



代官水特別緑地保全地区

ii) 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域とは、首都圏の近郊整備地帯における緑地の保全や無秩序な市街化の拡大を防止するため、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等について、首都圏近郊緑地保全法*により国土交通大臣が指定する区域です。

本市では、平成26年度末現在、荒川近郊緑地保全区域98.0haが決定されています。



荒川近郊緑地保全区域

iii) 生産緑地地区

生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等がもつ緑地機能に着目し、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に生産緑地地区として定める農地等をいいます。

本市では、平成 26 年度末現在、217 地区、65.5ha を指定しています。



生産緑地地区

iv) 河川区域

河川区域とは、河川法に基づき指定する、河川を管理するために必要な区域で、基本的には河川の堤防と堤防に挟まれた区間をいいます。

本市には、荒川、新河岸川、黒目川及び越戸川が流れており、それぞれの河川両岸の堤防に挟まれた区間の面積は、荒川で約 126ha、新河岸川で約 28ha、黒目川で約 24ha、越戸川で約 2ha、合計で約 180ha となっています。



新河岸川



黒目川

イ. 市の条例によるもの

i) 保護地区・保護樹木

保護地区・保護樹木とは、朝霞市緑化推進条例に基づき指定する、樹木を保護すべき地区及び保護すべき樹木です。保護地区は、樹木が集団で生育している面積 300m²以上の土地、樹木のある神社または寺院の境内等が指定の対象となります。保護樹木は、高さ 10m 以上で地上 1.2m の高さの幹周が概ね 1m 以上の樹木や、樹形が特に優れている樹木等が指定の対象となります。

本市では、平成 26 年度末現在、保護地区 26 地区、8.5ha、保護樹木 123 本を指定しています。



保護地区



保護樹木

ii) 朝霞市文化財保護条例に基づく緑地

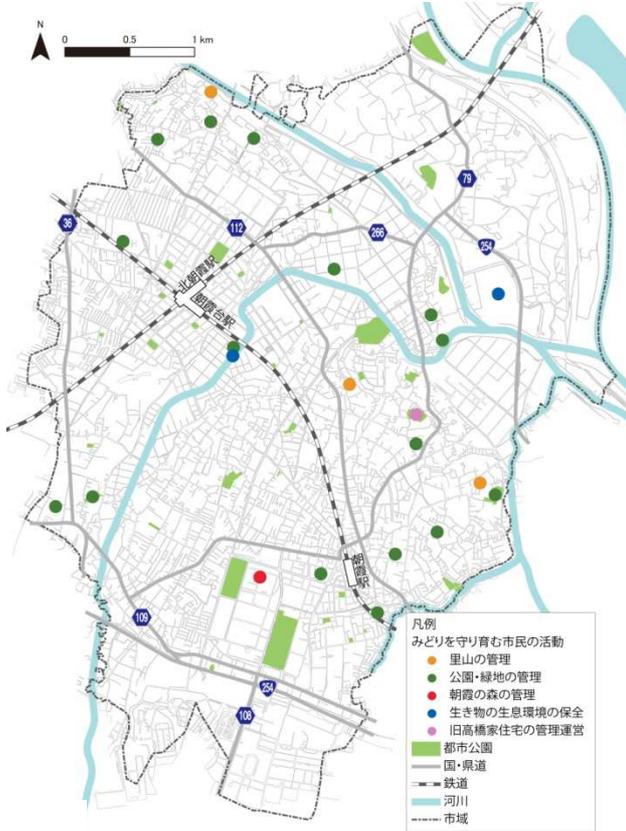
朝霞市文化財保護条例に基づく緑地(都市公園、社寺境内地に計上していない緑地)として、広沢の池(緑地面積 0.06ha)があります。



広沢の池

(3) みどりを守り育む市民の活動

里山*の管理、公園や道路の清掃、除草や花壇の手入れ、生き物の生息・生育環境の保全、河川の美化活動等、市内の様々な場所でみどりの保全、創出に関わる市民の活動が行われています。



川の清掃活動



わくわく田島緑地の管理活動



浜崎黒目花広場の管理活動



里山の管理活動



道路美化活動



朝霞の森の管理活動

図 2-13 みどりを守り育む市民の活動

表 2-3 みどりに関わる主な市民の活動

| 活動 | 活動内容 | 活動団体 | 活動場所 |
|-----------------|-------------------------------|---|--|
| 里山の管理 | 里山（公有地）の 下草刈りや樹木の剪定 | あさか環境市民会議 | 宮戸特別緑地保全地区 岡特別緑地保全地区 郷戸特別緑地保全地区 根岸台自然公園 |
| 公園・緑地の管理 | 公園・緑地内の清掃、 除草、花壇の植え付け | すずらんの会 宮戸立出町内会 さくら草グループ ひまわりグループ 陽光クラブ 白ゆりの会 すみれクラブ パンジー いな穂いきいき支援会 ベルポート朝霞会 東南部子ども会育成会 広沢の小さな友達 みやど元気会なでしこ会 朝霞駅前商店会みどりの会 島の上公園・花とみどりの会 | 13公園・児童遊園地 浜崎黒目花広場 わくわく田島緑地 等 |
| 朝霞の森の管理 | 朝霞の森の除草 | 朝霞基地跡地の自然を守る会 | 朝霞の森 |
| 生き物の 生息環境の保全 | 生き物の調査、 保全に関する活動 | あさか環境市民会議 黒目川に親しむ会 埼玉県生態系保護協会朝霞支部 秋ヶ瀬野鳥クラブ 朝霞基地跡地の自然を守る会 朝霞湿生植物保護の会 わくわく新河岸川みどりの会 等 | 特別緑地保全地区 黒目川 基地跡地 朝霞調節池 新河岸川ほか市内各所 |
| 道路美化活動 | 道路清掃、植樹帯の管理 | 登録団体 | 市内の道路 |
| きれいな まちづくり運動 | 道路や河川敷の 一斉清掃活動 | 自治会・町内会 | 市内各所 |
| 旧高橋家住宅の 管理運営 | 解説ガイドや体験学習 で使用する作物の耕作 等 | 登録ボランティア | 旧高橋家住宅 |

(平成 26 年度末現在)

2-3 みどりの機能から見た現況

(1) 環境保全機能

緑と水辺は、気候変動やヒートアイランド現象等の都市気象*の緩和、大気の浄化、騒音・振動等の緩和をはじめ、多様な生物の生息・生育環境の確保、水源涵養*等、都市の環境保全、快適な生活環境の形成に寄与しています。

本市においては荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川及び河川沿いの草地が、水域と自然草地により形成された自然性の高い環境を有しており、動植物の生息・生育空間や移動路として機能する空間として特に重要であるとともに、都市気象の緩和や風の道*としても機能しており、本市の緑と水辺の中でも重要な骨格を形成しています。

河川沿いの低地部に分布するまとまった農地は、水辺を利用する鳥類等の動植物が確認されており、動植物の重要な生息・生育空間の一つとなっています。また、朝霞調節池の樹林地、湿地の環境についても、希少種*であるトダスゲをはじめとする多様な動植物の生息・生育空間として重要です。

台地及び河岸段丘*斜面上にみられるまとまった樹林地は、二次林*であるシラカシ林または二次林を代表する種であるクヌギ・コナラ林で構成され、比較的自然性の高い環境を有しており、動植物の生息・生育空間や移動路として特に重要な役割を担っています。斜面の下部に存在する湧水地、池沼は、水域から陸域までを含む多様な環境を有しており、動植物の生息・生育空間として特に重要です。

基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯のまとまった樹林地、草地は、一体として市街地における貴重な緑の空間を形成しており、樹林地性、草地性の鳥類、チョウ類が確認されているなど、動植物の生息・生育空間として特に重要な緑の一つです。また、都市気象の緩和、大気汚染の防止等、快適な生活環境の形成に寄与しています。

工場や事業所周辺の緩衝緑地帯*、道路の緑地帯は、大気の浄化、騒音・振動等の緩和に貢献しています。



緑と水辺の重要な骨格を形成する黒目川



図 2-14 環境保全機能

特に、動植物の生息・生育空間として重要な空間については、次のように整理することができます。

「動植物の生息・生育空間となる特に重要な緑と水辺」の一つである台地・河岸段丘の斜面上の広葉樹林を主体とする空間は、概ね担保性が特に高い、または高い緑と水辺となっています。クヌギ・コナラを主体とする落葉広葉樹林に加え、湧水地を含む多様な環境を有する場所も見られることから、将来にわたりその機能を維持していくことが必要です。

「動植物の生息・生育空間となる重要な緑と水辺」に含まれる河川及び河川沿いの空間は、担保性が高い緑と水辺である河川区域となっています。鳥類の主要な生息地として機能していることに加え、市内外の動植物の生息・生育空間を結ぶ移動路としても機能し得る空間であり、将来にわたりその機能を維持していくことが必要です。

「動植物の生息・生育空間となる重要な緑と水辺」、あるいは「標準的な緑と水辺」である水田、畑を主体とする空間のうち、生産緑地地区に指定された水田や畑の担保性は高く、地域制緑地等の指定に含まれないその他の農地の担保性は低い状況です。水田は、主に水田や休耕田等に生息する動物も確認されていることから、担保性の向上を図ることが重要です。畑は、開けた環境を好む動植物の生息・生育空間となっており、河川や斜面上の広葉樹林とともに本市における動植物の生息・生育空間の多様性を構成する緑と水辺の一つであることから、担保性が低い農地の保全に努めるとともに、機能のさらなる向上を図る必要があります。

道路整備、造成等が計画されている緑と水辺は、将来的に消失する可能性が高く、それにより現在ある緑と水辺が分断されるため、残された緑と水辺の保全と機能の向上を図ることが必要です。

表 2-4 動植物の生息・生育空間としての緑と水辺の重要度評価

| 重要度 | 評価及び理由 |
|---------------------------------------|---|
| 動植物の 生息・生育空間となる “特に重要な” 緑と水辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○斜面林等の落葉広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間 ○社寺林、屋敷林等の常緑広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間 ○朝霞調節池の動植物の生息・生育空間 <p>→台地及び河岸段丘斜面上の広葉樹林は、二次林であるシラカシ林または二次林を代表する種であるクヌギ・コナラ林で構成された比較的自然性の高い環境である。一部には湧水地、池沼が存在し、水域から陸域までを含む多様な環境を有しており、動植物の生息・生育空間として特に重要である。</p> |
| 動植物の 生息・生育空間となる “重要な” 緑と水辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○河川及び河川沿いの自然性の高い草地を主体とする動植物の生息・生育空間 <p>→河川及び河川沿いの草地は、水域と自然草地により形成された自然性の高い環境であり、動植物の生息・生育空間や移動路として機能する空間として重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水田を主体とする動植物の生息・生育空間 <p>→低地部を中心に分布する水田は、水田や用水路等の水辺を利用する鳥類等の動物種がいくつか確認されていることから、動植物の生息・生育空間として重要である。</p> |
| 動植物の 生息・生育空間となる “標準的な” 緑と水辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○畑を主体とする動植物の生息・生育空間 <p>→台地や低地に広がる畑は、自然性、希少性、多様性の観点から特筆すべき点はないが、動植物の生息・生育空間として一般的なものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他の動植物の生息・生育空間 <p>→主に台地上の市街地の中に点在する小規模な緑であり、一部の限られた動植物の生息・生育空間となっている。</p> |

出典：都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成 26 年 1 月 国土交通省）

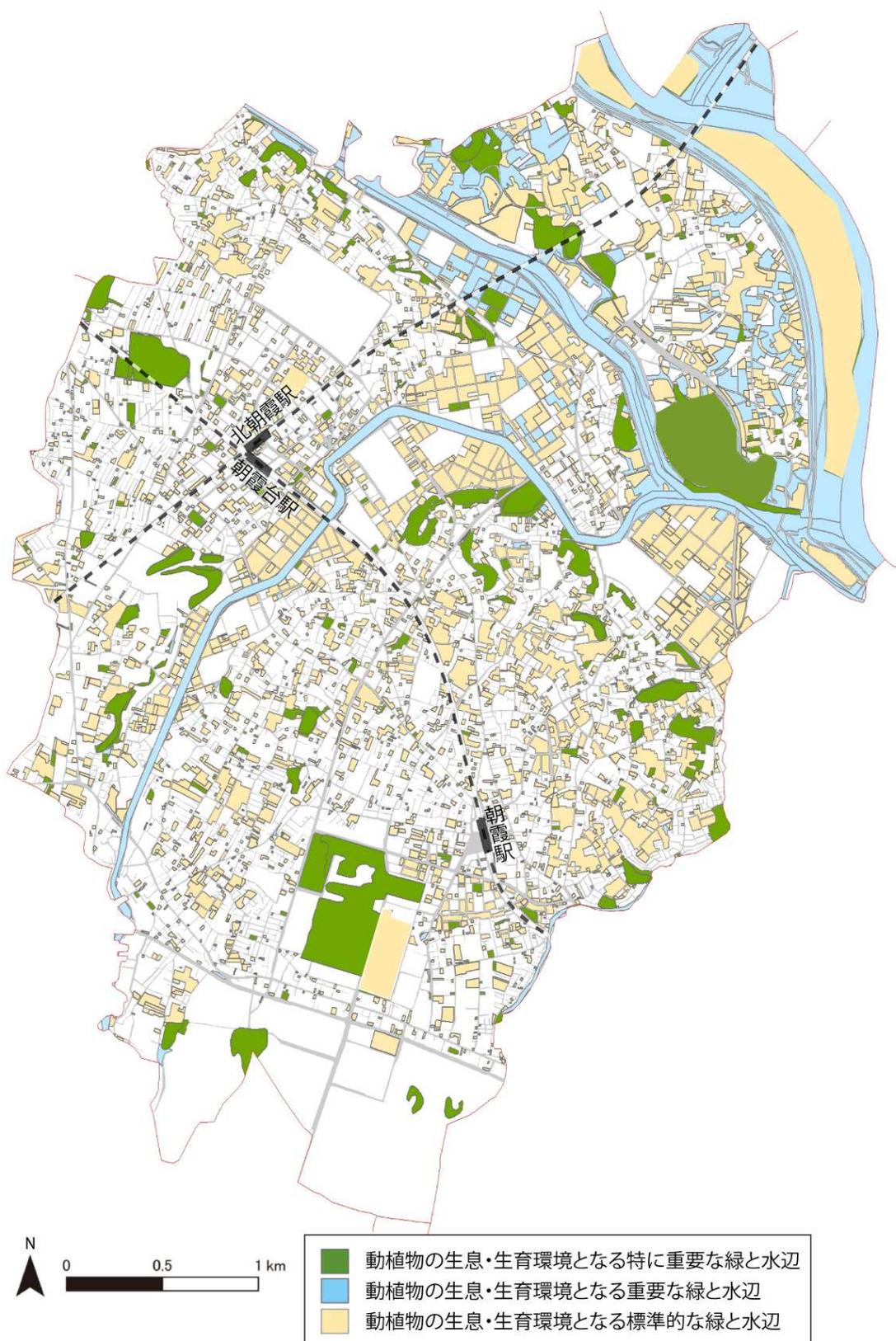


図 2-15 自然的条件に関する調査結果の分析・評価

出典：都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成 26 年 1 月 国土交通省）

表 2-5 生物の多様性の確保に関する課題の整理

| | | 重要度 | | |
|-----|---|--|---|---|
| | | 特に重要 落葉広葉樹林 社寺林・屋敷林等の 常緑広葉樹林 朝霞調節池 | 重要 河川及び河川沿いの 自然性の高い草地 水田 | 標準的 畑 その他 |
| 担保性 | 特に高い 特別緑地保全地区 | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も特に高いため、継続的に質を維持する必要のある緑と水辺 (A) | (朝霞市においては該当なし) | (朝霞市においては該当なし) |
| | 高い 都市公園、河川区域、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、市指定文化財、公共的施設の緑地、市条例に基づく保護地区 | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質を継続的に維持し、緑地の担保性を一層高める必要のある緑と水辺 (B) | 動植物の生息・生育空間として重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質と、緑地の担保性を一層高める必要のある緑と水辺 (C) | 動植物の生息・生育空間としては標準的であるが、担保性は高いため、動植物の生息・生育空間としての質を高める必要のある緑と水辺 (D) |
| | 低い 公共的施設以外の緑と水辺、法令等により保全されていない緑と水辺 | 動植物の生息・生育空間として特に重要であるが、今後、他の土地利用への変更が計画されている緑と水辺 (E) | 動植物の生息・生育空間として重要であるが、担保性が高くないことから、動植物の生息・生育空間としての質と担保性を高める必要のある緑と水辺 (F) | 動植物の生息・生育空間として標準的であり、担保性が高くないことから、動植物の生息・生育空間としての質と、担保性を高める必要のある緑と水辺 (G) |

出典：都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成 26 年 1 月 国土交通省）



図 2-16 総合評価

※「都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（平成 26 年 1 月 国土交通省）」掲載図をもとに、平成 26 年 3 月に指定した特別緑地保全地区 3 地区を追加、朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）を反映し作成。

(2) 景観構成機能

緑と水辺は、水と緑の豊かな都市景観の形成、歴史や文化を伝える郷土景観の形成に寄与します。

市内には荒川、新河岸川、黒目川及び越戸川が流れ、台地の縁に残存する斜面林が、河川沿いの緑と一体となって武蔵野の風景を残しています。特に、黒目川及び新河岸川は、周辺の農地や斜面林に特徴づけられ、水と緑が豊かで開放的な景観を形成しています。また、本市の地形は、黒目川や荒川沿いの標高 5m 前後の低地と標高 30~40m の武蔵野台地に大別され、台地の縁の斜面（段丘崖）が連続して形成された起伏に富んだ地形や崖線は、変化のある坂道の景観や見晴らしの景観を形成しています。

市街地においては、基地跡地の緑や、市道 8 号線（公園通り）をはじめとする街路樹等がゆとりある景観を形成しています。また、広沢の池、代官水をはじめとした湧水や水辺、農地や屋敷林が、日々の暮らしの中でうらおいを感じることでできる景観を形成しています。

歴史・文化を記憶し継承する景観資源も市街地に多く点在しています。都市公園となっている旧高橋家住宅、柗塚古墳歴史広場、城山公園、特別緑地保全地区及び市指定文化財である湧水代官水、市街地に多く点在する社寺林等は、本市の歴史・文化を記憶し継承する景観資源であり、緑と一体となって残されています。



泉水の坂（泉水 2・3 丁目）



天神坂（溝沼 6 丁目）



神明坂（溝沼 2・5 丁目）



柗坂（岡 3 丁目・根岸台 2 丁目）



台坂（根岸台 4・8 丁目）



島の上公園（膝折町 4 丁目）
からの眺め



屋敷林と農地



子之神氷川神社の湧水

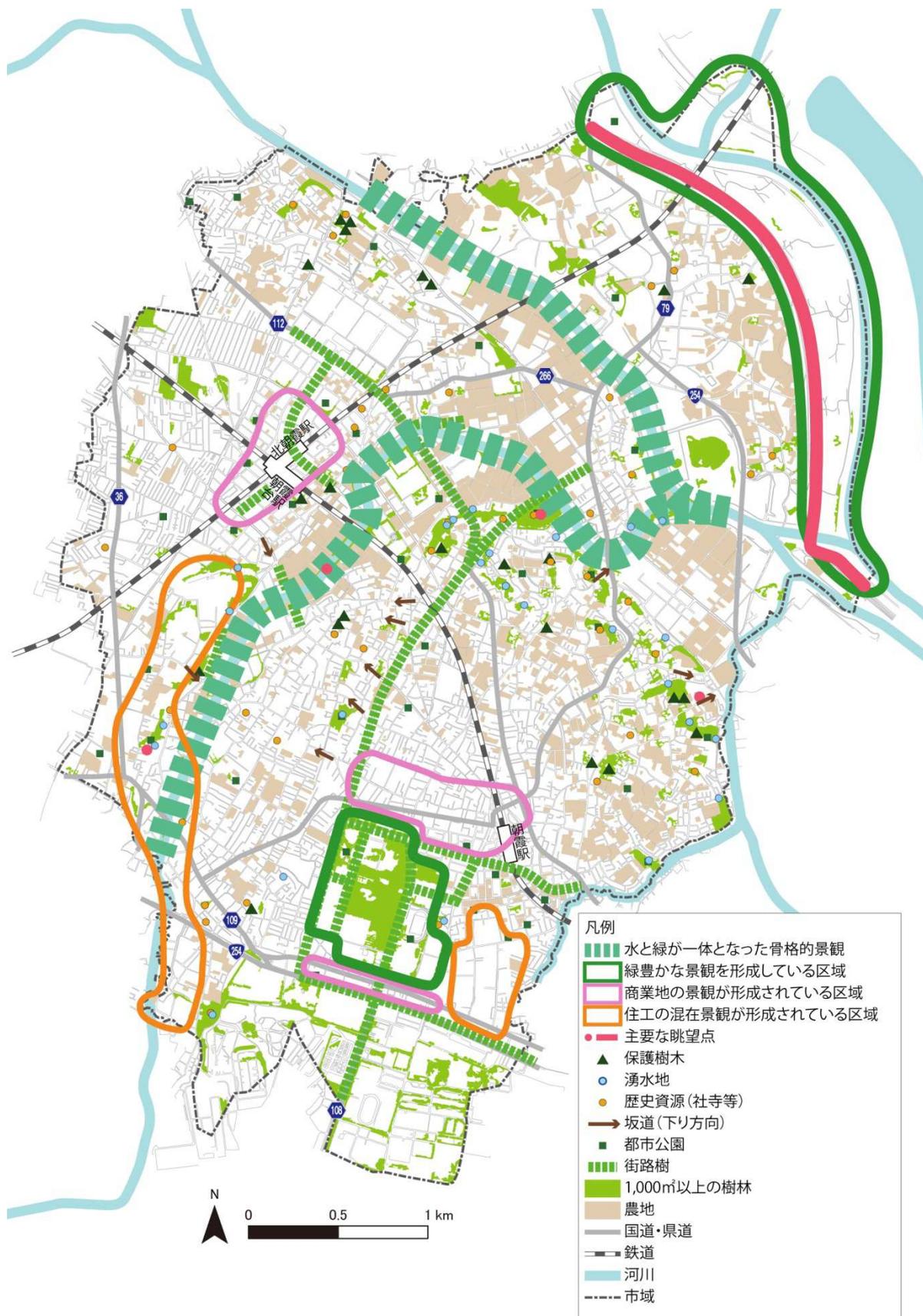


図 2-17 景観構成機能

※朝霞市景観計画に示された景観特性（主な坂道・眺望点、樹林地・農地・湧水、主な歴史的な資源、まとまりある景観を形成している区域）を基に作成。

(3) レクリエーション機能

緑と水辺は、散策、遊び、スポーツを楽しむ屋外レクリエーションの場になるとともに、自然や土とのふれあいの場を形成し、都市生活にうるおいや安らぎをもたらします。

街区公園*や近隣公園*は、日常における遊びや憩いの場を提供しています。それらの配置と誘致圏*から公園が不足している地域の一部では、児童遊園地がその機能を補っています。そうした状況を考慮しても、朝志ヶ丘地区、三原地区等の住宅密集地区や東部の仲町地区、根岸台地区において日常的なレクリエーションの場が不足しています。

地区公園*である朝霞中央公園、青葉台公園、城山公園に加え、荒川河川敷の上野荒川運動公園やゴルフ場等は、スポーツ、健康増進の場や広域的なレクリエーションの場を提供しています。しかし、これらの公園等は市の南北に分布しており、北西部や東部において広域的なレクリエーションの場が不足しています。

また、朝霞中央公園、青葉台公園、城山公園は、街路樹の整備された道路により結ばれており、4つの河川と合わせて、みどりのネットワークを形成しています。

自然や土とふれあえる場として、河川敷、都市公園、市民農園等が挙げられます。黒目川では四季を通じて変化する風景を楽しみながらの散策やジョギング、城山公園等の都市公園の樹林地では野草観察や散策、市民農園では家庭菜園等の余暇活動を行うことができます。



北朝霞公園（近隣公園）



青葉台公園（地区公園）



城山公園（地区公園）



黒目川の河川敷

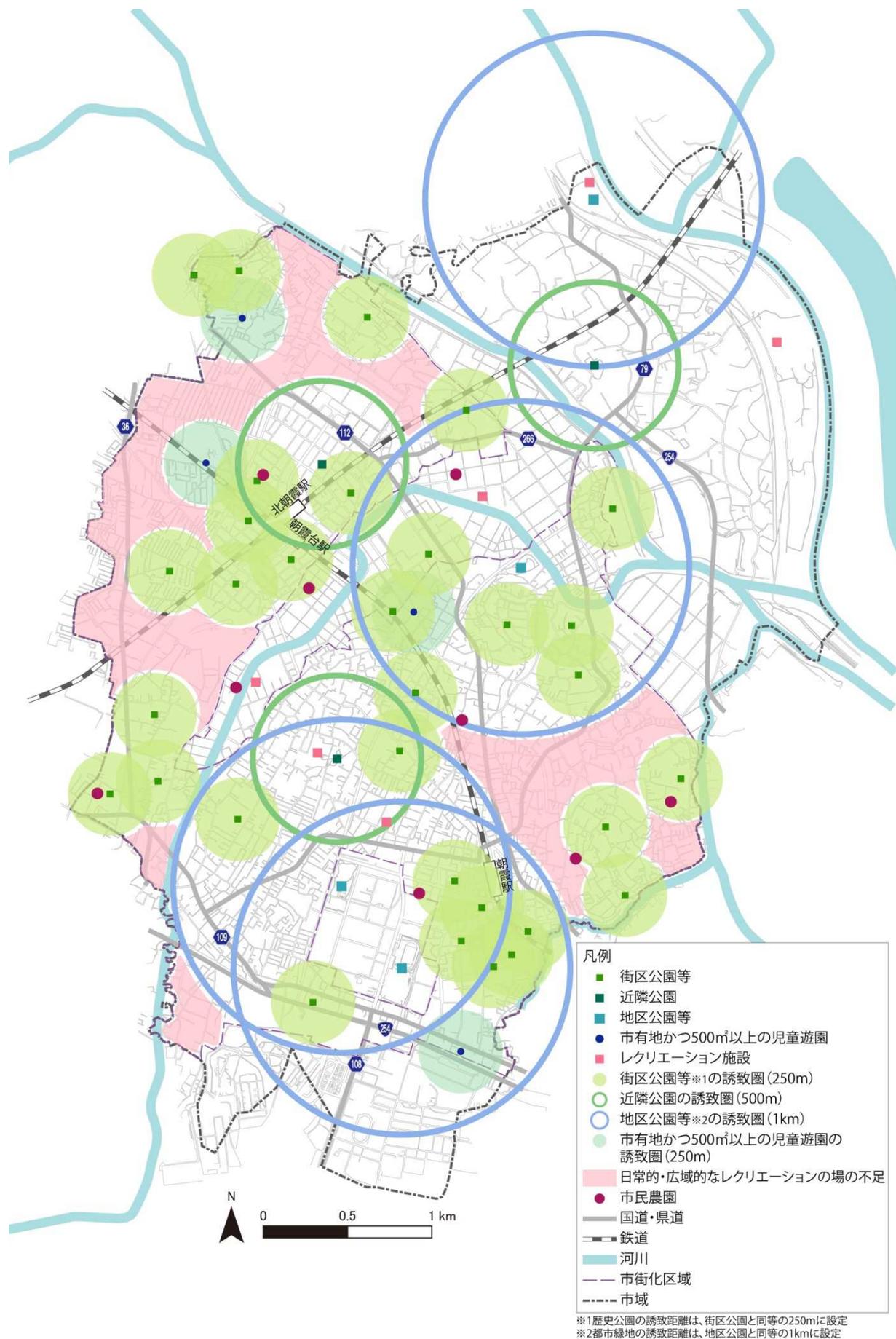


図 2-18 レクリエーション機能

(4) 防災機能

都市公園や農地等のオープンスペースは、地震や火災等の災害時に避難地・救援活動拠点、延焼防止に寄与します。また、農地の持つ遊水機能*は、洪水調節の役割を果たします。

本市においては、避難場所に指定されている青葉台公園、市立小中学校、県立朝霞高等学校や、震災時における消防の応援隊の受け入れや応急対策時の救援物資の集積の拠点等となる朝霞中央公園が、災害時の防災拠点として重要な役割を担います。

住宅が密集する地域の公園、樹林地、農地は、火災の延焼防止機能を持つオープンスペースとして地域に対して重要な役割を果たしています。

荒川、新河岸川、黒目川流域の低地に分布する水田、朝霞調節池は、水害に対し遊水機能を有することで防災性の向上に寄与しています。



避難場所に指定されている青葉台公園



防災活動拠点に指定されている朝霞中央公園



遊水機能を有する朝霞調節池

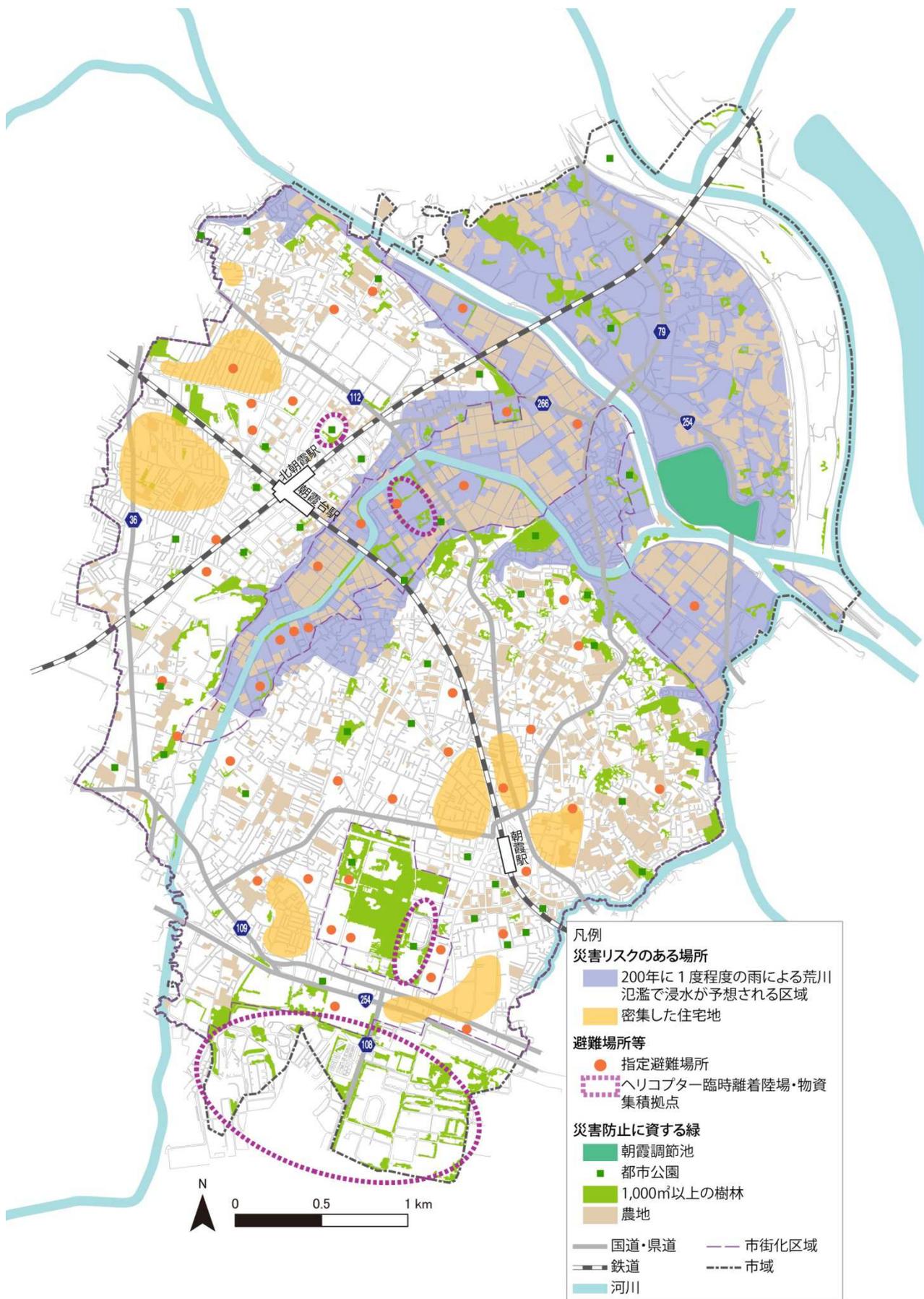


図 2-19 防災機能

2-4 施策の実績

(1) 実施した主な施策

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年改訂）（以下「前計画」という。）は、4つの目標「①緑をのこす」、「②花と緑をふやす」、「③公園の計画的な整備」、「④市民・事業者・行政の協働」を掲げ、緑地の保全や緑化の推進に関する施策を展開してきました。

前計画に基づく施策の主な実績は次のとおりです。

表 2-6 前計画に基づく施策の主な実績

| 緑の目標 | 施策の方針 | 主な実績 |
|---------------|-----------------|---|
| ①緑をのこす | 河川をとりまく水辺環境をのこす | 黒目川の再生 等 |
| | 樹木・樹林をのこす | 特別緑地保全地区 3 地区の指定（郷戸特別緑地保全地区、新屋敷特別緑地保全地区、代官水特別緑地保全地区） 等 |
| | 農地をのこす | 生産緑地地区の追加指定 等 |
| ②花と緑をふやす | 公共の場の緑化 | 黒目川の桜並木整備 等 |
| | 花と緑のまちづくり | 朝霞市生け垣設置奨励補助金（平成 18 年 6 月～） 等 |
| | 花と緑のネットワーク形成 | フラワー道路整備事業、駅前広場のフラワー化 等 |
| ③公園の計画的な整備 | 公園不足地区の解消 | 8 箇所の都市公園整備（あかね公園、三原公園、宮戸ハケタ公園、浜崎ハケ公園、旧高橋家住宅、向山公園、根岸台自然公園、向原公園） 等 |
| | 既存公園の質的向上 | 三原公園における市民参加の利用ルールづくりと拡張 等 |
| ④市民・事業者・行政の協働 | 緑化意識を高める | 緑被率経年変化調査の実施（平成 20 年、25 年） 等 |
| | 緑化活動への参画 | 朝霞の森のオープン及び市民中心の管理運営 等 |
| | 協働による緑化活動 | 緑地管理ボランティア団体による里山の管理 公園管理ボランティア団体による維持管理 等 |

(2) 目標達成状況

前計画は、都市公園等の目標面積及び緑の目標面積（市街地面積、都市計画区域面積に対する緑被率）を設定しました。それぞれの達成状況を以下に示します。

① 都市公園等の目標面積

ア. 都市公園の目標面積

前計画が中間年次としていた平成25年度の都市公園の目標面積は、総面積51.73ha、市民1人あたり約3.87m²です。平成18年度以降、8箇所、約3haの都市公園を新たに整備し、平成25年度の現状値は30.23ha、市民1人あたり2.30m²となりましたが、目標に達していません(図2-20)。

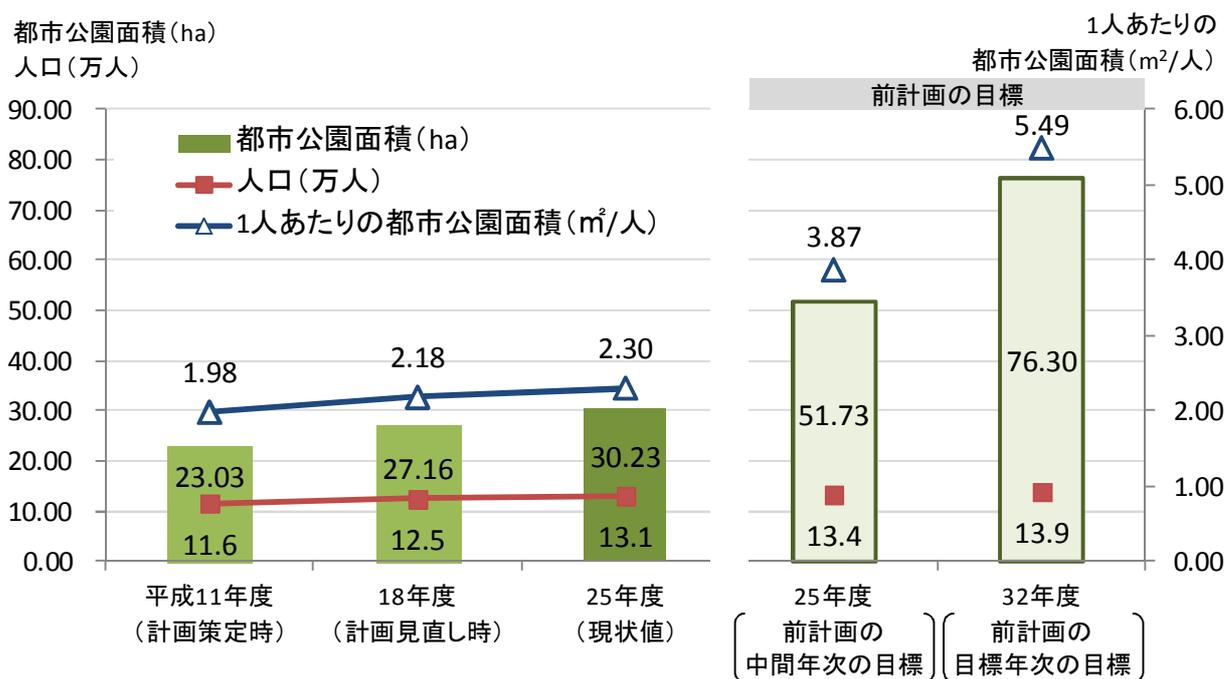


図 2-20 都市公園面積の推移と前計画の目標

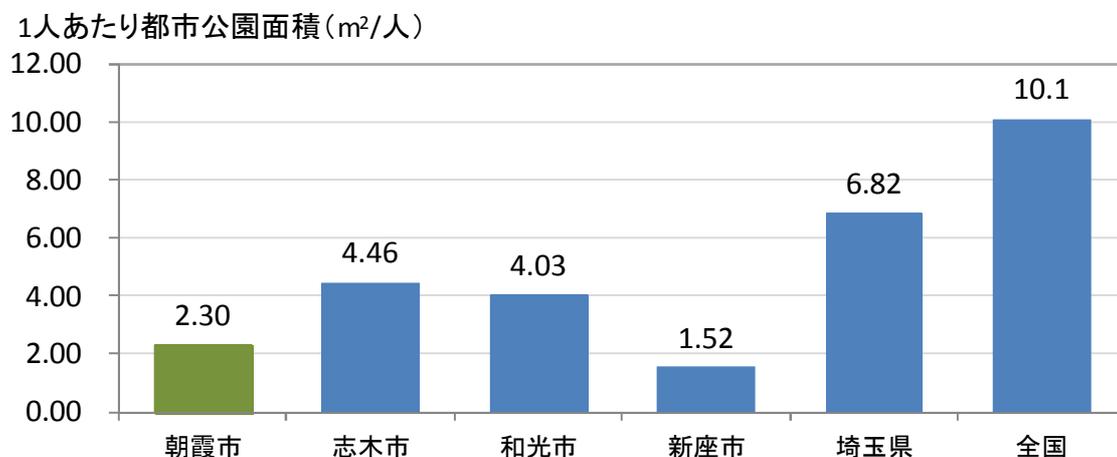


図 2-21 1人あたりの都市公園面積の比較 (平成25年度末現在)

出典：埼玉県の都市公園2015 (平成26年3月31日現在) (埼玉県)

イ. 公共施設緑地の目標面積

中間年次の平成 25 年度の目標面積 71.67ha、市民 1 人あたり約 5.37 m²に対し、平成 25 年度の現状値は 106.24ha、市民 1 人あたり 8.08 m²であり、目標を達成しました。

ウ. 都市公園等の目標面積

都市公園等の目標面積（都市公園面積と公共施設緑地面積の合計）についても、中間年次の平成 25 年度の目標 123.40ha、市民 1 人あたり約 9.24m²に対し、平成 25 年度の現状値は 136.47ha、市民 1 人あたり 10.38m²であり、目標を上回っています。

表 2-7 都市公園等の面積の推移と前計画の目標

| | | 実績 | | | 前計画の目標 | |
|------------|----------------------------|-------------------|--------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| | | 平成 11 年度 計画策定時 | 平成 18 年度 計画見直し時 | 平成 25 年度 現状値 | 平成 25 年度 (中間年次目標) | 平成 32 年度 (目標年次目標) |
| 公共施設 緑地 | 面積 (ha) | 70.25 | 64.89 | 106.24 | 71.67 | 78.45 |
| | 1 人あたり (m ² /人) | 6.03 | 5.20 | 8.08 | 5.37 | 5.64 |
| 都市 公園等 | 面積 (ha) | 93.28 | 92.05 | 136.47 | 123.40 | 154.75 |
| | 1 人あたり (m ² /人) | 8.01 | 7.37 | 10.38 | 9.24 | 11.13 |
| 人口 | | 116,454 | 124,851 | 131,429 | 133,500 | 139,000 |

※平成 11 年度の人口は平成 11 年 10 月 1 日現在、平成 18 年度及び平成 25 年度の人口は各年 4 月 1 日現在。

②緑の目標面積

前計画による平成 25 年度の目標は、市街地面積の 20%、都市計画区域（市内全域）の 32%です。

平成 25 年度の市街地における緑の面積は 309.9ha、29.1%、都市計画区域（市内全域）における緑の面積は 690.0ha、37.5%であり、いずれも目標を達成しました。

ただし、これは調査精度向上によって抽出された緑被地面積が増加した結果であり、実態としては前計画策定時から緩やかな減少が続いていると推測されます。

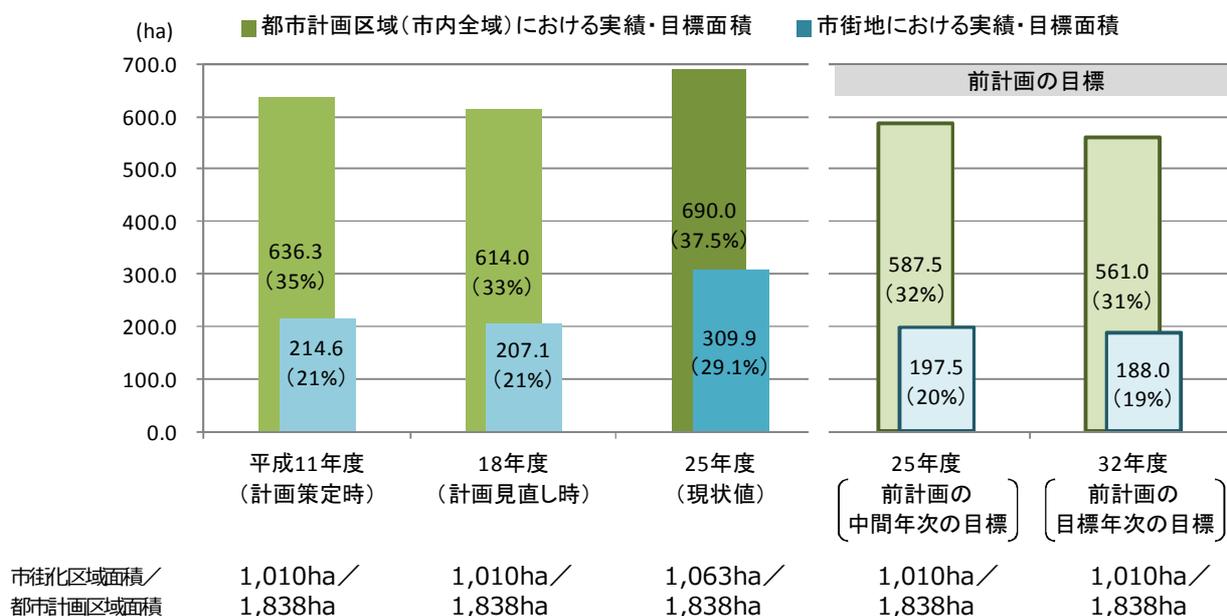


図 2-22 緑の目標面積の推移と前計画の目標

2-5 市民の意識（「朝霞市緑の市民アンケート」（平成26年6月実施）より）

本計画の策定にあたり、本市の緑と水辺に対する市民意識や、今後のみどりのまちづくりに対する意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

表 2-8 市民意識調査の概要

| | |
|-----------|--|
| (1) 調査の対象 | 16歳以上の朝霞市在住者 1,800人（住民基本台帳より無作為抽出） |
| (2) 調査方法 | 郵送による調査票の配付・回収 |
| (3) 調査期間 | 平成26年6月10日（火）～平成26年6月27日（金） （※平成26年7月末日到着分までを対象として集計） |
| (4) 回収率 | 38.1%（回収数684通／1,795通（発送数－不達数）） |

主な設問項目の結果は次のとおりです。

（1）住んでいる地域の緑の豊かさ・魅力

住んでいる地域の緑の豊かさ、魅力ともに、すべての項目で平成10年度に実施した調査より評価が向上しており、量が多い・まあまあ多い、魅力は魅力的・まあまあ魅力的の合計が増加しています。

特に量、魅力とも高く評価されているのは、自然環境、公園の緑です。これに対し、市街地の緑である建物の敷地内の緑、街路樹に対する評価は、量、魅力ともに低くなっています。

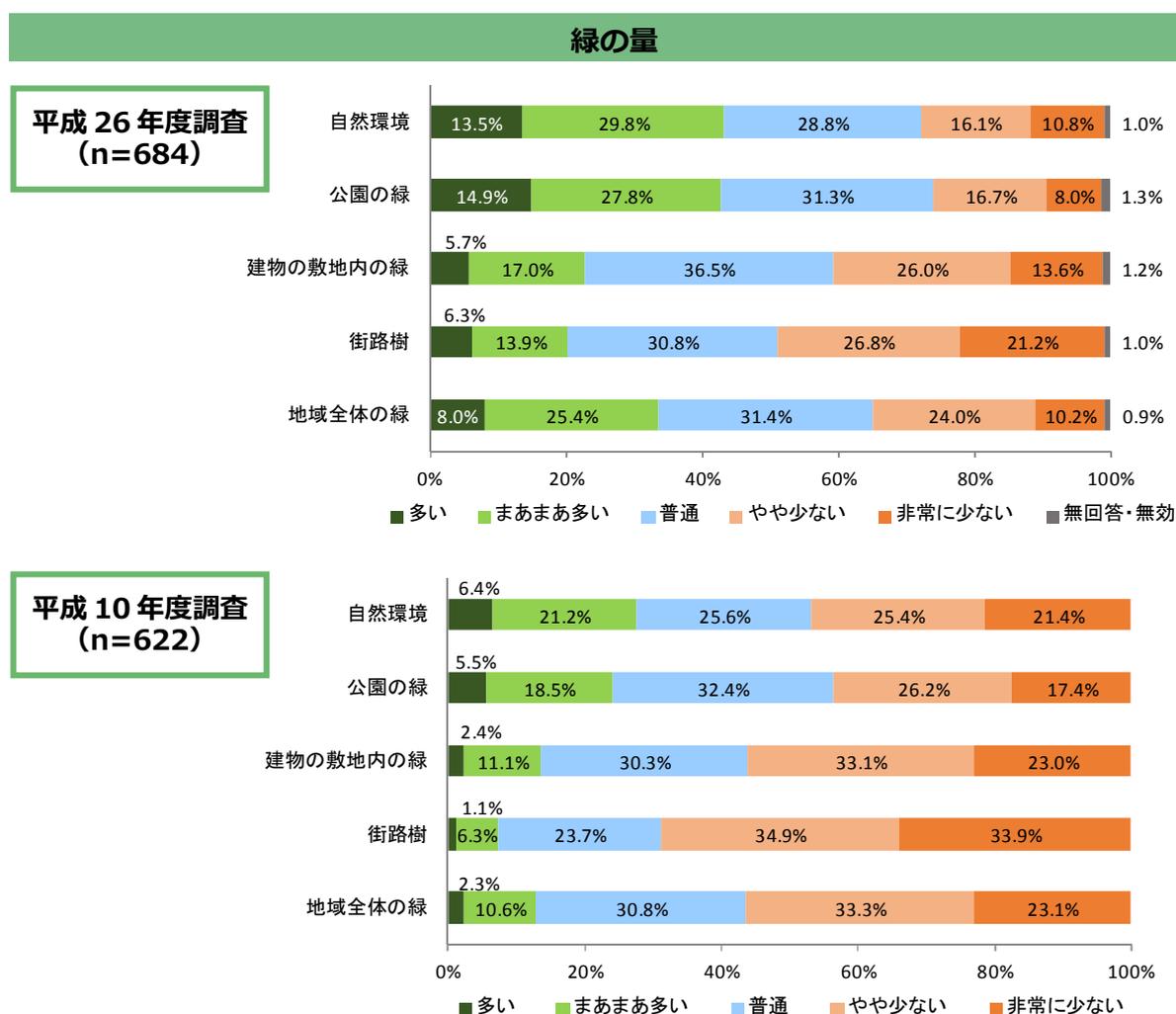
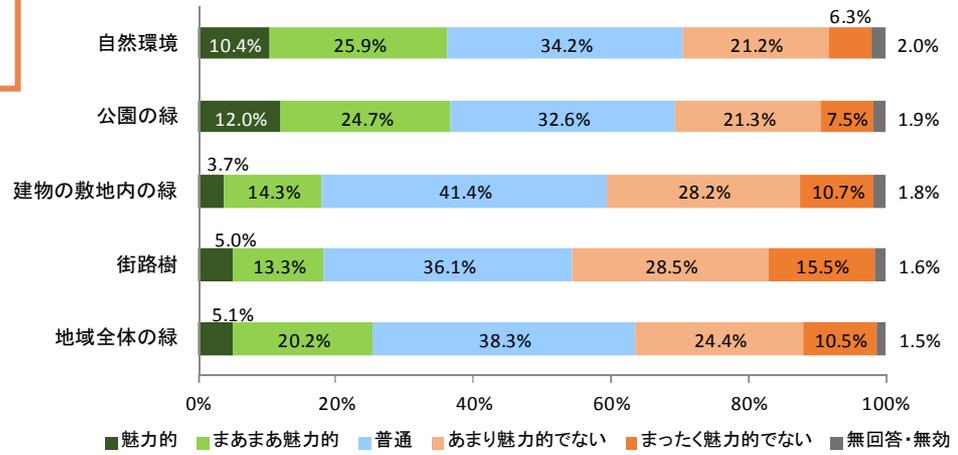


図 2-23 住んでいる地域の緑の量（平成26年度・平成10年度）

緑の魅力

**平成 26 年度調査
(n=684)**



**平成 10 年度調査
(n=622)**

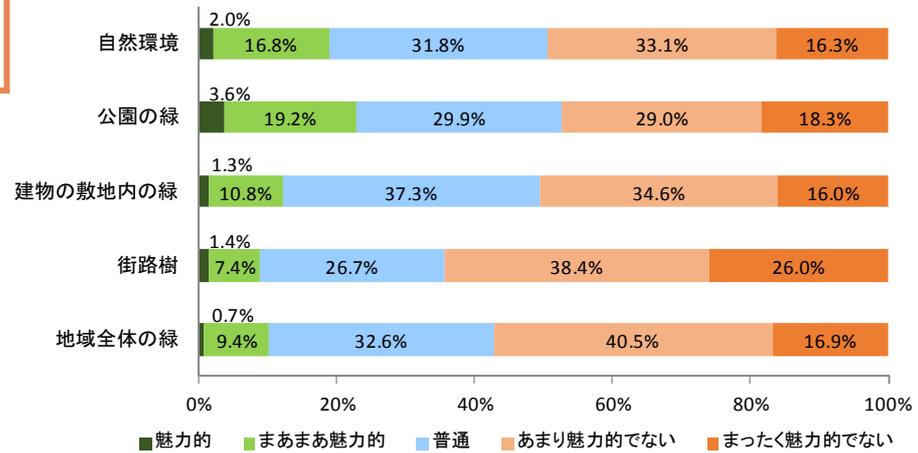
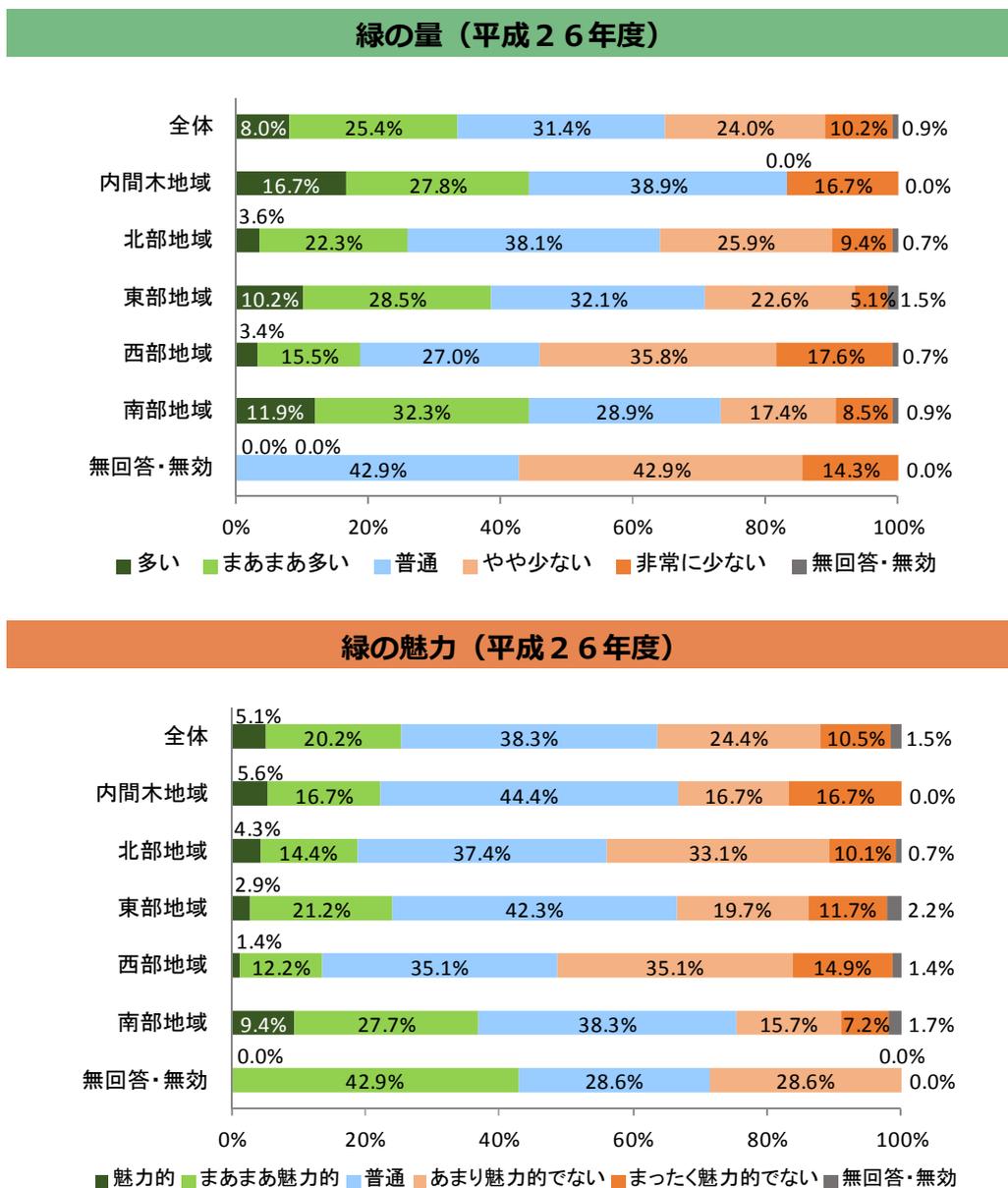


図 2-24 住んでいる地域の緑の魅力 (平成 26 年度・平成 10 年度)

緑の豊かさ、魅力に対する評価を地域別にみると、概ね緑被率の高い地域（内間木地域、東部地域）ほど高く、緑被率の低い地域（西部地域）ほど低い傾向がみられました。



※地域区分については、「第5章 地域別の方針」掲載の「図5-1 地域区分図」（p.70）参照。

図2-25 住んでいる地域の緑の魅力（平成26年度地域別）

(2) 市内の魅力的な緑

市内の魅力的な緑は、黒目川（桜、新緑、紅葉、鳥や魚）、基地跡地（朝霞の森）・朝霞中央公園・青葉台公園の一带の豊かな緑に数多くの回答が集まり、本市を代表する魅力的な緑として認識されていることがわかりました。

また、各地域の身近な都市公園も、四季や自然を感じられる魅力的な緑として捉えられています。

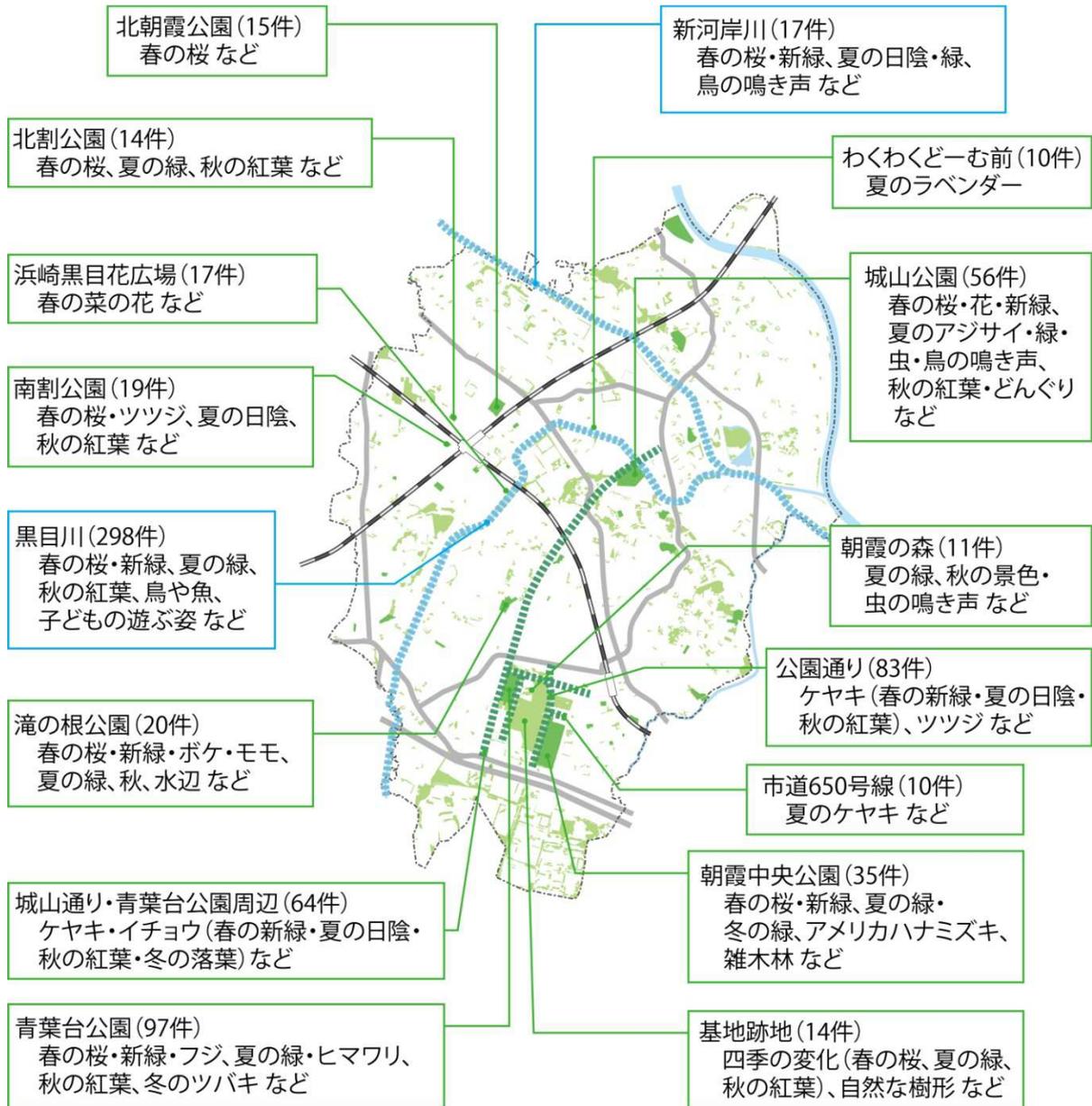


図 2-26 市内の魅力的な緑

(3) 緑のまちづくりを推進するために重要な施策

重要な施策上位3項目は、平成10年度と変わらず「③自然環境として貴重な樹木、樹林地を保存樹木・樹林地として指定」、「⑦民有地の開発における緑化指導」、「②緑の大切さの指導」でした。

また、「⑪花壇・プランター等の管理をしていただく団体の育成」が平成10年度と比較して割合が大きく伸びており、身近な緑化活動への関心が増大しています。

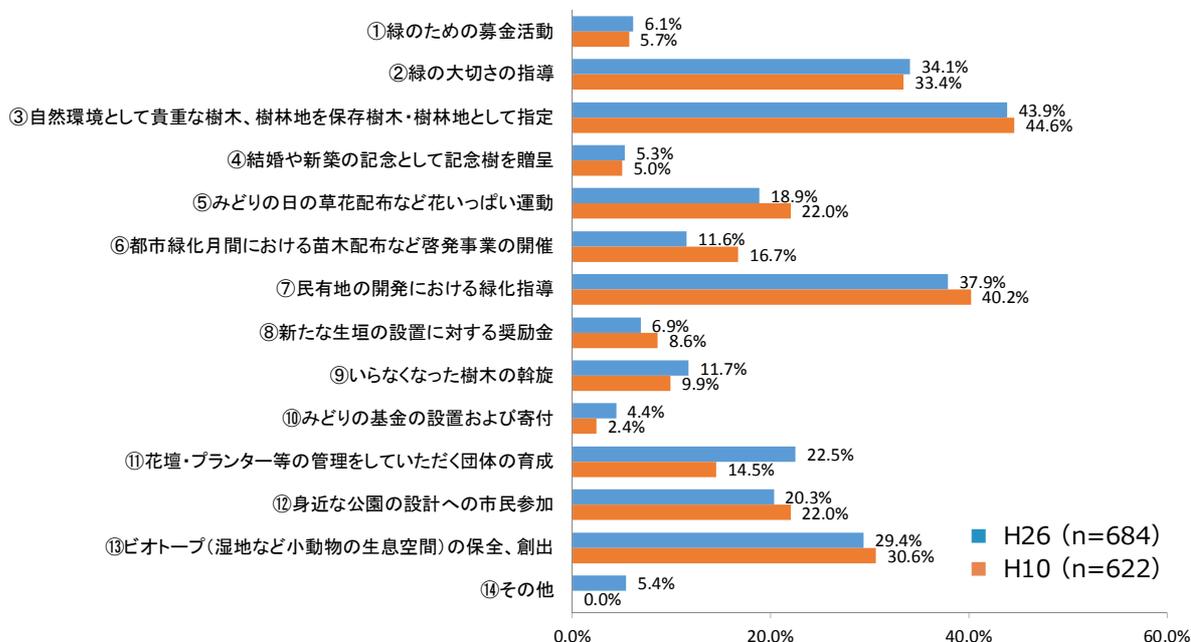


図 2-27 緑のまちづくりを推進するために重要な施策

(4) 取り組みたい(取り組んでいる)緑化活動

取り組みたい(取り組んでいる)緑化活動は、「②ベランダや室内に植木鉢などを使って木や花を育てる」、「①庭に木や花を育てる」の割合が高く、「⑨緑化をしたいと思う場所がない」と感じている人も含めて、自宅等で緑を育てることに非常に高い関心がみられます。

また、緑のまちづくりを推進するために重要な施策において「花壇・プランターを管理する団体等の育成」が比較的高い割合で重視されていましたが、自ら取り組みたい活動として「⑤地域の団体で木や花を育てる」、「⑥緑を大切にしている運動に参加する」を選んだ割合は高くなく、自ら地域活動に参加する意識はやや希薄である傾向がみられました。

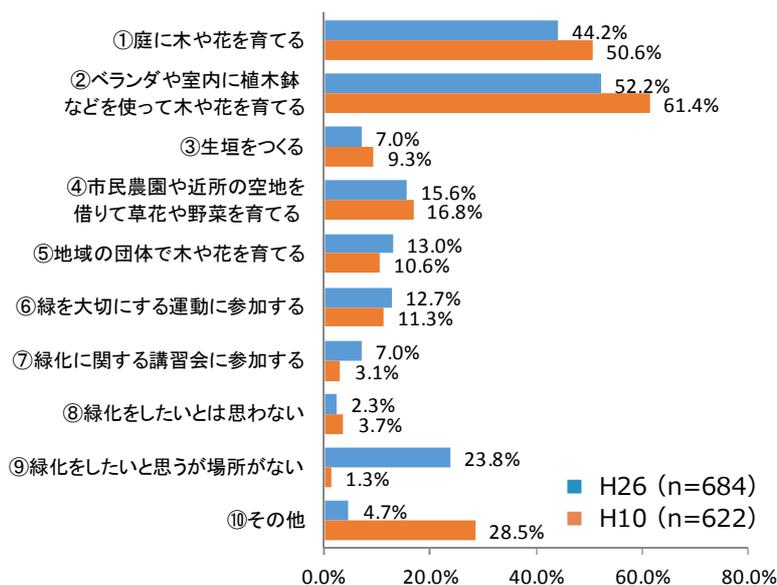


図 2-28 取り組みたい(取り組んでいる)緑化活動

(5) 朝霞市内に生息する動植物の増減

市内に生息する動植物が増えたと思うかどうかを尋ねた設問では、減少した（④やや減った、⑤減ったの合計）と感じる割合が、増加した（①増えた、②やや増えたの合計）を上回りました。

年代別にみると、年齢層が高いほど動植物が減ったと感じている人が多いことがわかりました。

また、自由記述欄に記入していただいたところ、動植物が増加した理由では「黒目川の水質改善により鳥類、魚類が増えた」「タヌキ等の小動物を見かけた」等が多くみられました。また、動植物が減少した理由では「ツバメやタヌキを見かけなくなった」「マンション建設により雑木林や農地が減少した」等が多くみられました。

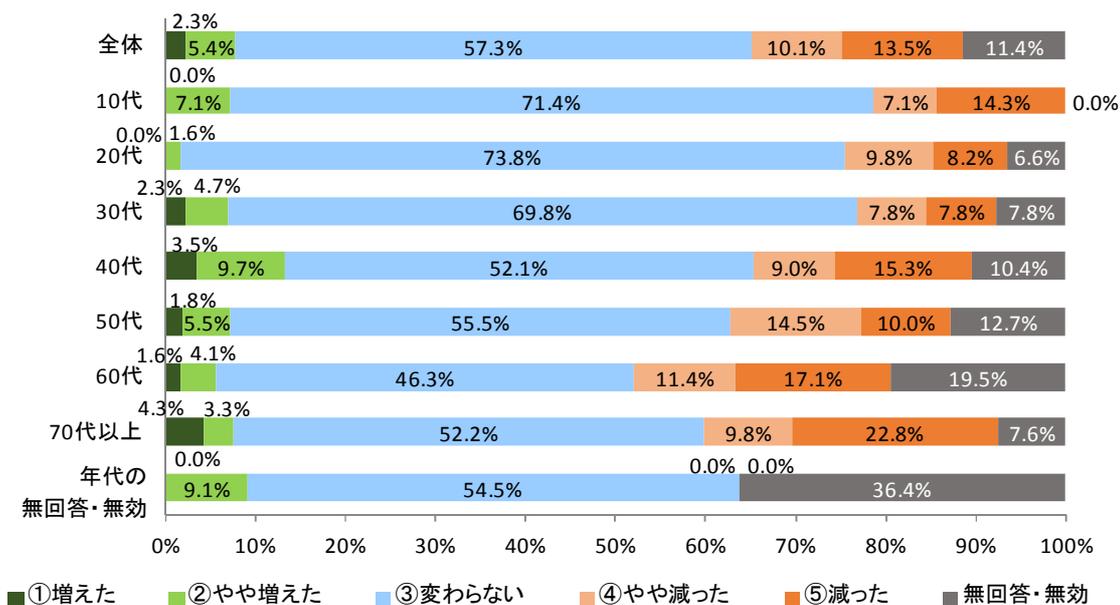


図 2-29 朝霞市内に生息する動植物の増減 (n=684)

(6) 「生物多様性」の認知度

「生物多様性」という言葉の認知度を尋ねたところ、「①言葉を聞いたことがあり、意味も知っていた」、「②言葉を聞いたことがあるが、意味は知らなかった」の合計が 62.0%に達し、言葉自体は半数以上の回答者に認知されていましたが、内容まで理解している人の割合は 28.5%にとどまっています。

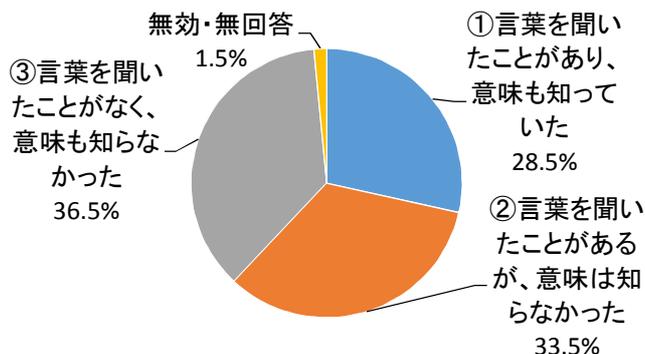


図 2-30 「生物多様性」の認知度 (n=684)

(7) 市民意識のまとめ

主な設問に対する回答を整理し、次のとおり本市の緑に対する市民意識をまとめました。

- ①自然の緑、公園の緑が豊かで魅力的、四季を感じさせる存在として評価されている
- ②特に黒目川や基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯及び身近な公園が、本市の緑の魅力を代表する拠点として認識されている
- ③市街地の緑（建物敷地、街路樹）に対する評価は低く、特に緑の少ない西部地域で評価は顕著に低い
- ④自宅で花や緑を育てることへの関心は非常に高い
- ⑤花壇・プランターを管理する団体等の育成は重要だと思っているが、自ら地域の活動に参加する意識はやや希薄である
- ⑥自然環境は豊かだと評価する一方で、動植物が減っているとも感じられている
- ⑦「生物多様性」という言葉を何となく知っている人は多いが、内容の理解はまだまだ不足している

上記①～⑦の項目を集約し、次のとおり市民意識から見た今後の課題を整理しました。

表 2-9 市民意識から見た今後の課題

| | |
|-----------|---|
| まとめ①②⑥より | 地域のシンボルである黒目川や基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯の緑を大切に育むことが必要 |
| まとめ①②より | 身近な公園を緑の資源として育むことが必要 |
| まとめ③より | 西部地域を中心に、街なかの緑の充実が必要 |
| まとめ④⑤より | 花や緑を育てたいと思う市民を、街なかの緑化活動に引き出す仕掛けが必要 |
| まとめ①⑤⑥⑦より | 生物多様性の視点をもって、緑の保全を進めることが必要 (重要な自然環境だが、市民に認識されていない斜面林、湧水地、朝霞調節池の資源としての顕在化も課題) |

2-6 課題と見直しの視点

(1) 計画全体の課題と見直しの視点

課 題

本市には、河川、斜面林、屋敷林、農地、湧水地等の多様な自然環境が残されています。また、市街地には基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一带のような緑豊かな環境も存在しています。しかし、樹林地や農地の減少は続いています。そうした中、生物多様性基本法に基づく生物の多様性*（以下「生物多様性」という。）の保全や良好な景観形成の観点から緑と水辺の重要性はさらに高まっており、みどりを保全していくことに加え、質を維持、向上していくことが求められています。

また、みどりには、子どもから高齢者まで多世代が集うことができます。そのため、みどりの機能（コミュニティ形成の場）の重要性が高まっています。

見直しの視点

緑地保全や緑化推進、公園整備によって緑の量を確保することに加え、市民や事業者と協働して生物多様性や景観形成の視点からみどりの質を維持し高めていくこと、多世代の交流の場となるみどりを積極的に活かしていくことで、暮らし続けたいまちの実現をめざし、「みんなで、みどりの量と質を確保する」ことを計画全体の見直しの視点とします。

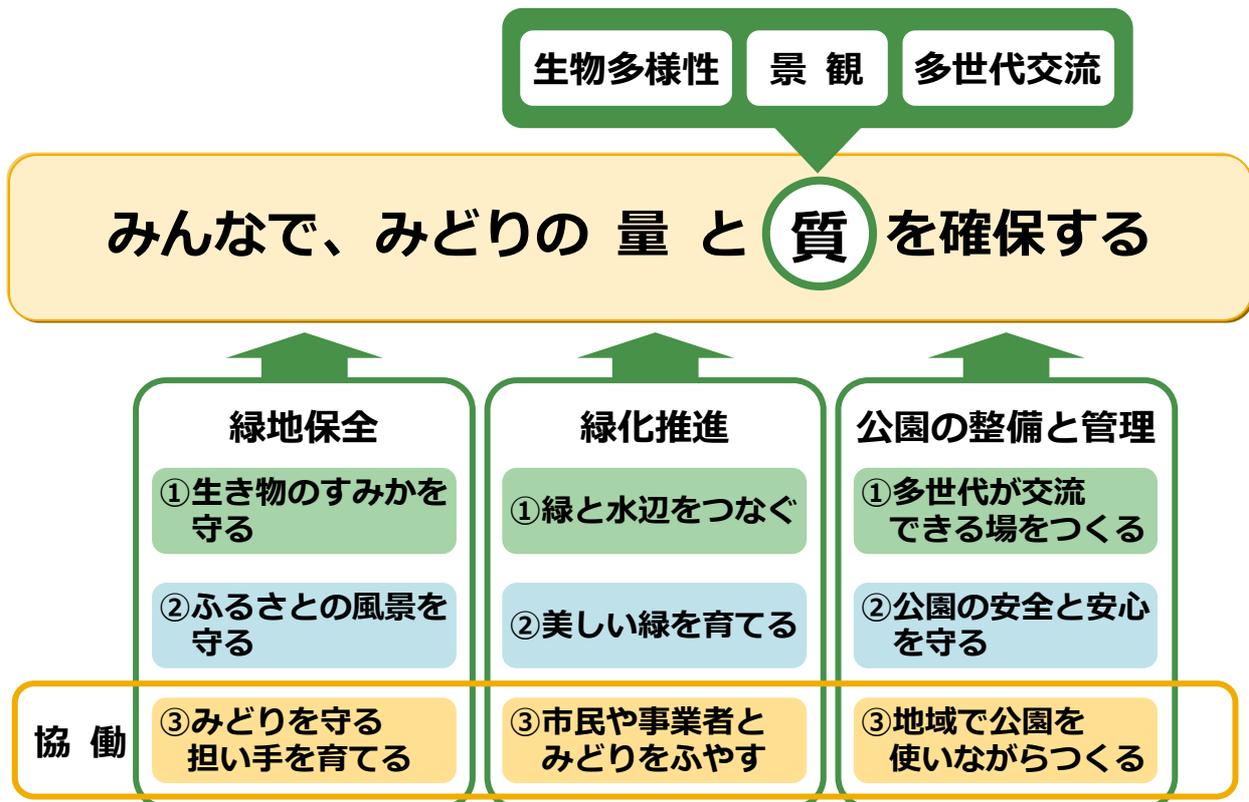


図 2-31 見直しの視点

(2) 緑地保全に関する課題と見直しの視点

課題

本市においては、樹林地、農地の減少傾向が続いていることに加え、管理の行き届かない樹林地や生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種*が増加するなどの問題が生じています。

一方、市民は本市の自然環境の豊かさ、魅力を評価しており、生物多様性の保全、景観計画に基づく良好な景観の形成に寄与する緑を市民協働で守り、質を維持していくことが必要ですが、管理の担い手である市民ボランティアの高齢化が進んでいます。

また、生物多様性という言葉は市民に認知されていますが、内容の理解は十分には進んでいません。

見直しの視点

① 生き物のすみかを守る

生物多様性の観点から適切に緑と水辺を保全、管理するため、生物の生息状況に関する情報を蓄積するとともに、蓄積した情報を活かして生物多様性に対する市民の理解を深めていくことが必要です。

また、生物の生息・生育場所となる緑と水辺の保全に加え、生物の円滑な移動を確保するため、移動経路となる緑と水辺も保全・創出し、これらの緑と水辺による有機的なネットワーク（以下「エコロジカルネットワーク*」という。）を形成していくことが重要です。このため、拠点となる緑と水辺の管理、河川や街路樹によるネットワーク形成、緩衝地帯となる農地の保全、湧水地の水源を涵養する緑と水辺の保全が必要です。

さらに、人と多様な生物が共存していくため、生物多様性に配慮したみどりのあり方について、市民に理解を求めていくことが必要です。

② ふるさとの風景を守る

朝霞らしい魅力ある景観をつくり、守っていくために、「シティ・セールス朝霞ブランド*」に認定された黒目川の景観を保全するとともに、斜面林や農地の保全、水辺に親しむ場の創出をさらに進めることが必要です。

③ みどりを守る担い手を育てる

生物多様性の保全、景観形成の観点から緑地を適切に管理していくため、管理の担い手を育て技術を伝承していくことや、市民や事業者との連携によりみどりの担い手を増やしていくことが必要です。

(3) 緑化推進に関する課題と見直しの視点

課題

本市の主要な緑である樹木・樹林は、公園や街路樹、公共施設等の公共の緑と、住宅地や事業所等の民有地の緑がほぼ同量を占めており、民有地の緑も重要な存在となっています。

しかし、市民アンケートの結果から、建物敷地内の緑や街路樹に対する市民の評価は低い状況であり、緑化の推進や既存の樹木の適切な管理を進めていくことが求められます。

また、生物の移動路の確保や、魅力あるまちなみの形成に向けて、緑と水辺を保全することに加え、新たな緑を積極的に創出していくことも重要です。

さらに、市民は花や緑を育てる緑化活動に高い関心を持っており、関心、意欲を実際の行動につなげていくことが必要です。

見直しの視点

①緑と水辺をつなぐ

生物の移動路を確保するとともに、良好な景観を形成する緑と水辺の連続性を高めていくため、街路樹、生け垣、河川等の緑と水辺によって、公園や樹林、農地等の拠点となる緑と水辺をつなぐことが必要です。

②美しい緑を育てる

エコロジカルネットワークを形成するとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちなみをつくっていくため、街路樹をはじめとする公共の緑を適正に管理し、美しく育てていくことが必要です。

③市民や事業者とみどりをふやす

民有地の樹木・樹林が、公共の緑と同様の割合を占めていることから、市民や事業者と協力して、みどりの量を増やすとともに、質についても充実させることが必要です。

(4) 公園の整備と管理に関する課題と見直しの視点

課 題

本市において都市公園の整備面積は着実に増加しているものの、市街化が進んだ人口密度の高い地域であることを背景に、一人あたりの都市公園面積は約 2.30m² と県内でも低い水準にあります。また、都市公園の誘致圏に含まれない地域では、児童遊園地がその機能を補っている状況にあります。

公園は、子どもたちにとって、今もお最も身近な遊び場です。一方で、高齢化の進展に伴い、市民の健康づくりの場としての重要性も高まっており、子どもから高齢者まで安全に、安心して利用できる環境を維持、創出していく必要があります。

見直しの視点

①多世代が交流できる場をつくる

少子高齢社会において、公園を多様な世代が楽しみ交流できる場としていくため、市民や市の関係部局と連携して、公園の利活用を進めていくことが必要です。

②公園の安全と安心を守る

子どもをはじめとする市民が安全に、安心して利用できる場とするため、計画的な老朽化・安全対策、防犯環境設計*に配慮した施設の整備・管理に取り組むことが必要です。

③地域で公園を使いながらつくる

市民が利用しやすい公園をふやしていくため、公園の整備や管理への市民参加を進めることが必要です。また、市民の意見を取り入れながら、利用ルールの検討や施設の整備・改修等を進めていくことが必要です。

市の財政状況が厳しさを増す中、着実に公園を整備していくため、借地方式の公園整備等、市民や事業者の協力を得て事業を進めることが必要です。